

**第 28 回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
生活環境影響調査評価委員会
議事録**

○司会

本日は、年末のお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。御案内の時間となりましたので、ただいまから、第 28 回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開会いたします。開会に当たりまして、環境生活部長の後藤より御挨拶を申し上げます。

○後藤部長

改めまして、皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中、皆様には、第 28 回評価委員会に御出席賜りまして、厚くお礼申し上げます。本日は、平成 30 年度上半期に実施いたしました、大気環境や浸透水の水質等に関するモニタリング結果を「生活環境影響調査報告書（案）」として取りまとめ、諮問をさせていただきますので、御審議を宜しくお願い申し上げます。また、前回の評価委員会におきまして、焼却施設に関する事項も当評価委員会での所掌事務として審議対象としては、との御意見をいただきました。そこで、改めて、評価委員会の設置目的等を整理させていただき、本評価委員会の所掌事務について確認をさせていただきたいというふうに考えております。さらに、その他といたしまして、行政代執行による焼却施設撤去に関する実施計画について、その概要を御説明させていただきたいと考えております。委員の皆様方には、専門の見地からの御意見をいただき、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。宜しくお願いいたします。

○司会

本日の出席者につきましては、お配りしております次第の裏面の名簿を御覧いただきたいと思います。なお、井上先生からは、途中から御出席との御連絡、風間先生からは、欠席の御連絡をいただいておりますのでここで御報告させていただきます。したがって、現時点で、委員長、委員合わせて 10 人のうち、8 人の御出席をいただいております。村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会条例第 4 条第 2 項では、会議の成立要件を、委員の半数以上の出席としておりますことから、本日の会議が有効に成立していることを御報告させていただきます。次に、事務局の紹介をさせていただきます。環境生活部、部長、後藤でございます。

○後藤部長

改めまして、よろしく願いいたします。

○司会

環境生活部、次長、金野でございます。

○金野次長

金野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

竹の内産廃処分場対策室，室長，角屋でございます。

○角屋室長

角屋です。よろしくお願いいたします。

○司会

同じく技術補佐，建入でございます。

○建入技術補佐

建入です。よろしくお願いいたします。

○司会

本日の，進行を務めます，室長補佐の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。続きまして配布資料の確認をお願いしたいと思います。お手元にお配りの資料，まず次第がございます，裏側に出席者名簿となっております。座席表が1枚ございます。

あと資料になります。資料1としまして，生活環境影響調査報告書（案）となっております。資料2としましては，同じく概要版の案を付けさせていただきます。資料の3としまして，環境モニタリングの結果および平成30年度上半期の状況一覧表，資料の4としまして，評価委員会の所掌事務について，資料の5としまして，竹の内産廃処分場隣接地の焼却施設の撤去に係る実施計画について，配布資料は以上となります，配布漏れなどございましたらお知らせ願います。よろしいでしょうか。

それでは次第3，議題にまいります。ここからは評価委員会条例第4条第1項の規定によりまして，須藤委員長に議長をお務めいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○須藤委員長

かしこまりました。それでは，今のお話のように第28回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開催させていただきます。委員の先生方には大変寒い中を，お集まりいただきましてありがとうございました。前回にですね，例年よりも早くやるというお約束をいたしまして，そして，今日の議題にありますような，周辺の焼却施設等の撤去のことも，この評価委員会で，審議対象とするや否やという議論があつてですね，少し時間をとってその問題も一緒にやるということでお話を進めたつもりでございまして，例年よりも少し早く開催しまして，それともう一つ，そういう議題もあるので長い時間をかけるということで，本日お集まり頂いたわけでございます。それではですね，いつものとおり，まずは審議事項としてですね，村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響報告書ということで，案が提出されておまして，これは例年通りでございますが，もちろん，調査している時期も違いますので，まずここから入りたいと思っております。

事務局のほうから，御説明をお願いします。

○佐藤委員
委員長

○須藤委員長
はい。

○佐藤委員
あの、いいですか？

○須藤委員長
はい。

○佐藤委員
あの、実は本当は9月に前倒ししてやろうよな、っていう話し合いを7月にしたと思っておりますが、それが伸びて12月になっちゃった。で、まあ、委員長はね、少しは前倒ししたんじゃないかというお話なんですけど、今までの振り返ってみると、一月しか前倒しはないわけですね。

○須藤委員長
まあ、約一月ですね。

○佐藤委員
いやいやいやいや、それで、言い訳はいいですけども。委員長なりに努力はなさったんだというふうに、委員長なりにね、努力はしていただいたと思うんですけども、これからまたずらっと今までと変わりませぬの数値を並べられても、これは前に進んでいかないと思います。あの、眺めてね、ここは違う、ここは違う、ここはこうなりましたというのは、要点のみで、これは早々と切り上げていただいて、要するに焼却炉は竹の内なのか、竹の内ではねえってことさえ言っているわけですから、こことここはやっぱりきちっとそっちの方に重点を置いた話し合いになるようにしていただければと思います。

○須藤委員長
はい。あの、佐藤委員から、前回決めたことと若干、若干じゃないんですけど、もう少し違うんじゃないかと、前倒しって言っても前倒しの時間が少ないじゃないかというようなことを今御意見あったんですが、これはね、今ここで議論始めますと②の議題に入ってしまうので、その問題は、②の議題の時の冒頭です。なぜこの問題を議題にいったかというところで、室長からなり部長なりから話していただいたほうがいいと思いますので、今、色々なデータについてはですね、少し簡略して、そちらの時間を長くにとって欲しいという要望があったので、これも、もっともだこう思いますので、①の議題についてはですね、少し要領よく御説明いただくということは、いまの佐藤委員の御意見を

ふまえてやった方がよろしいと私も思いますので、そのようにやりたいと思いますので、室長、そういうことも踏まえて御説明ください。お願いいたします。

○角屋室長

それでは私のほうから、御説明させていただきます。

○須藤委員長

座って結構です。

○角屋室長

座って御説明させていただきます。本日の審議事項のひとつ目であり、最終処分場の生活環境影響調査の調査報告書案、ということで、右上に資料2と記載してある資料で御説明いたします。まず概要版のですね、1 ページ目、説明は簡略にしてお話もありましたが、尚且つ、結果の案も事前にお送りしているところではあります、やはり、この評価委員会のメインの議題でもありますので、簡単に端折らずにですね、ちょっと説明させていただきたいと思います。

○佐藤委員

はい。

あの、もう評価委員会の仕事は終わっているはずなんですよ。

終わっているというふうに私は理解している訳ですよ。評価委員会はもう終わっちゃったんだ。だから、我々の法的な根拠、存在の法的な根拠さえないんじゃないかというふうに思っています。というのは、評価委員会してくださいって、設置の条例ですね、それは、支障撤去工を、全量撤去とか、撤去なんかをやらないで、支障除去工で間に合うはずだからってというふうにして、議会でその時にその予算案を成立させた時に付帯意見として、その意見を元に、この会が成り立っているわけですから、支障除去工が終わったというような話なんだとすれば、我々の存在の法的な根拠はもうないんだ、というふうに捉えています。

そうなので、まだまだ支障除去をしていかないといけないのかって話ですね。この前もう終わったよってお話をいただいたので、もう法的な根拠はない。だから、評価委員会も従って解散すべきなんじゃないかっていうふうに私は思ってるわけですね。

そこんところ、法的にどのような繕いをなさるのかってのが非常に皆さんの腕の見せ所なんだけれども、実は、そういうことですよ。

○須藤委員長

ちょっと待ってください。今は、第1の議題に入っているんですね、私はいま室長に願ったのは、今の佐藤委員の御主張があったようにですね、だいたい似たようなところの報告が多いので、少し要領よく説明しなさいということをお願いした訳なんです。それなんです、評価委員会が終わったかとかどうかというのは、第2の議題に入ってから審議いただいたほうがいいと思います。

○佐藤委員

はい。要領良くやって下さいよ。

○須藤委員長

はい、要領良くやらせます。はい、お願いします。

○角屋室長

はい。それでは、資料2の概要の1ページ目でございます。1ページ開いていただきますと、これも確認の意味でございます。1ページの左上に1.生活環境影響の調査の概要となりますが、今回の調査期間でございます、平成30年4月から9月までの半年間の期間ということになります。これまでと同様にこの資料の右側にありますとおり、黒い丸で表記してありますものが、モニタリングした項目になります。

2ページ目については、これも同様に現在のモニタリングの全体計画を一覧表にしたものでございます。

資料3ですが、これも毎回出しておりますが、資料3ということで、A3版の横長の1枚ものの資料を作っております。この資料の作りにつきましては、前回と同様ということで、御説明は省略させていただきますが、期間毎に基準値を超えたものについて特に朱書きで記載しておるという作りは、前回同様でございます。

それでは、今後の説明でございますが、基本的には、この一覧表に沿って、この項目順に、時折、こちらの資料2の概要版本体を使いながら説明させていただければと思います。

まず、始めに、この一覧表、資料3の「2.1生活環境保全上の支障の有無の把握に関する環境モニタリング」というところでございます。これについては、一覧表で見ただけだとわかるんですが、特に今回の半年間で特に基準値をオーバーしているものはないということで、ここは説明を省略させていただきたいと思います。

続きまして、この一覧表の真ん中の段でございます。真ん中の段は「2.2浸透水等の地下水の拡散又はそのおそれの把握」という項目でございます。まず一番上ですね、一番上の項目でございます、浸透水水質調査のところでございます。このへんはやはりあの基準値オーバーのものがございしますので、丁寧に説明させていただきたいと思います。

こちらの概要版では7ページ目になります。一緒に御覧いただければと思います。調査地点数は、処分場内の浸透水が11地点、処分場周辺の地下水が10地点となります。概要版8ページの表を御覧願います。これも、例年通りの表でございますが、文字が小さくて恐縮ですが、1ページの上段の表2-2が、この期間の浸透水の各地点の調査結果となっております。下の段の表2-3が平成29年度下期までの処分場内の浸透水の各地点における調査結果の最小最大と基準適合状況です。調査回数の欄には、分母にモニタリングの調査回数、分子にはその内の基準等超過回数を記載しております。表2-2につきましても、前回の委員会で岡田委員のほうから御指摘がありましたので、最小値、最大値の記載方法を調査年月日に変更してございます。

次の9ページの、表2-4、表2-5につきましては、処分場周辺の地下水の状況を8ページ同様に一覧にしたものでございます。表2-4につきましても、先ほどと同じように最小値、最大値の記載方法

を調査年月日に変更してございます。まず、処分場内の浸透水の水質調査でございますが、概要版では7ページの左側の「(1) 処分場内の浸透水」になります。資料3の一覧表にまとめてますので、こちらの方も御覧になった方がよろしいかと思いますが、平成30年度上半期の処分場内の浸透水水質調査の状況については、いくつかの地点で、1,4-ジオキサンとBODが地下水等検査項目基準を超過し、また、ほう素とふっ素の項目が、準用する環境基準を超過する地点がありました。これらの測定値は、変動がみられるものの、概ねこれまでの測定値の範囲内の値であり、上昇傾向はみられておりません。なお、砒素につきましては、平成29年度上期の11月に、H16-13、こちらに、スクリーンに出ています、こちらの地点で、地下水等検査項目基準を超過しましたが、平成30年度上期は基準に適合しておりました。ダイオキシン類につきましては、すべての地点で検出されたものの、指標とする環境基準を超過したのは、H16-5、こちらに出ています、の1地点のみでございました。この地点では、測定値に変動が見られるもののこれまでの測定値の範囲内でございます、上昇傾向はみられておりません。

次に処分場周辺の地下水水質調査でございます。概要版では、7ページのちょうど真ん中の「(2) 処分場周辺の地下水」になります。平成30年度上期の処分場周辺の地下水水質調査の状況につきましては、H16-15こちらになります、H16-15でBODが基準値超過をしていた以外は、すべての項目で、基準に適合してございました。なお、ダイオキシン類につきましては、すべての地点で検出されたものの、指標とする環境基準に適合しておりました。

次に概要版の12ページの右上のグラフを御覧願います。12ページでございます。ダイオキシン類の基準値を超過した1地点の同族体の組成割合を示してございます。場内浸透水のH16-5では、燃焼由来のパターンがみられました。

次に、概要版の13ページ、14ページのグラフにまいります。基準超過しました、この1地点だけではなく、すべての調査地点でのダイオキシン類の同族体の組成グラフを掲載しております。13ページは処分場内の浸透水、14ページは処分場周辺の地下水についての組成グラフとなります。なお、14ページには、近隣の場所と比較するため、平成28年度に実施した、周辺土壤中のダイオキシン類の調査結果をピンク色の棒グラフで掲載しておりますので、御参照願います。

次に資料3の一覧表にお戻りいただきまして、調査項目の大きな3つ目、一番下の段になります。「2-3 処分場の状況の把握」についてでございますが、概要版では15ページになります。この項目についても大体基準値内ということでございますが、これについては前回からちょっと変化しているところもございますので、丁寧に説明させていただければと思います。まず一番上の、毎月実施しております、発生ガス等の調査についてですが、17地点の観測井戸で処分場内で発生するガスの状況を13地点の観測井戸で浸透水の簡易な水質調査を実施しているものでございます。また、発生ガス等の調査に併せまして、8地点での下流地下水状況調査を、1地点で放流水状況調査を実施しております。H16-10の地点で、発生ガス量が、最大1分間に1.3L検出されまして、他の地点より高い値を示しておりましたが、これまでの変動の範囲内でございます、その他の地点では1分当たり1L以下という結果でございました。

浸透水の状況としては、硫酸イオン濃度、塩化物イオン濃度、電気伝導度は、他の調査対象地点と比べて、変動のある地点がありましたが、いままでの変動の範囲内で推移しておりました。発生ガス、

浸透水，下流地下水，そして，放流水の各項目とも横ばい，または低下傾向となっており，概ねこれまでの変動の範囲内で推移しております。

なお，概要版の 15 ページでございます。15 ページには，表 2-6 発生ガス等調査の濃度等範囲，そして，それぞれの調査項目のそれぞれの調査期間における，測定結果の最小値と最大値が確認できるように表を掲載しております。また，16 ページから 17 ページにかけては，その変化をグラフ化しておりますので，これもいつものとおりのグラフでございます，御参照いただければと思います。

次に，地中温度調査です。これも若干，前回から動きがございましたので，丁寧に説明させていただきたいと思っております。概要版につきましては，18 ページになります。

平成 30 年 5 月と 8 月に観測井戸で地中温度を測定した結果でございます。5 月の調査では，埋立区域内で最も地中温度が高かった地点は，H16-13 の 26.4℃で，埋立区域外での調査地点 Loc. 1a と比べて，11.4℃の温度差となりました。前年度の同時期の調査時と比較いたしますと，0.7℃程差が小さくなっている，ということでございます。また 8 月の調査では，H16-13 で 26.1℃でしたので，Loc. 1a との差は 11.4℃ということで，前年度の同時期と比較しますと，こちらの方も 0.7℃程差が小さくなっている状況となっております。

地中温度の推移を見ますと，地中温度は緩やかに低下傾向にあると考えられますが，依然として埋立区域外の地中温度より高温であることから，内部では微生物による廃棄物の分解反応が継続していると考えております。

なお，8 月に観測しました，No. 3，H16-5，及び H16-11 の地点では，深度 5m 地点での地中温度が，いつも比較に用いている H16-3 の最高温度よりもちょっと高温を示していましたけども，今年の夏の高温の影響ですとか，いままでの温度変化の傾向を勘案しまして，地表からの影響が大きかったものと考えて，評価から外したというところでございます。

次に地下水位調査でございます。概要版では 19 ページになります。地下水位は，変動の幅に顕著な変化はございませんが，19 ページの右側の表 2-9 は，この半年間における各観測井戸の最高水位と最低水位，それから変動幅を記載してございます。

次に概要版の 20 ページを御覧頂きたいと思っております。こちらのほうに，図 2-59 ということで，図を示しまして，この上の段の図でございます，平成 17 年度の調査で作成した地盤透水性断面図を引用しまして，旧工区側は A-A'，新工区側は B-B' の測線に沿った地盤断面図と，その下の段の図 2-60 の中に，青で示しました旧工区側と新工区側とで水位標高の測線を設定しまして，各地点における同時期の地下水位の状況がわかる資料を作成したところでございます。

なお，前回の評価委員会で藤巻委員と田村委員から御助言がございましたので，図 2-59 の水位標高変化図の方に廃棄物の埋立層を赤い斜線で重ねて入れたところでございます。

次に，その左側の図 2-58 でございます。図 2-58 です。こちらのグラフを御覧ください。水位標高の変化は旧工区側の北側測線は，Loc. 3 から埋立区域の No. 3～H26-3a を経由しまして，下流側地下水の Loc. 4 までの測線でありまして，新工区側の南側測線は，H17-19 から H16-11，H16-3 を経由しまして，Loc. 4 までの測線となりますが，それぞれの地点の水位について，湧水期といたしまして，平成 29 年 2 月 1 日と平成 30 年 1 月 31 日の 0 時の状況を，青の線で記載しており，また出水期といたしまして，平成 29 年 8 月 1 日及び平成 30 年 8 月 1 日の 0 時の状況を緑の線で記載してございます。同じ時間の標高水位つなぎますと，概ね上流側の水位が高く，下流側が低いということから，上流側

から下流側へ少しずつ流下していくと考えております。

なお、このグラフは水位標高差をわかりやすくするために、若干その標高差を強調したグラフとなっておりますことを御了承いただきたいと思います。

次に 21 ページから 23 ページまでは、水位の連続測定グラフを掲載しております。上流側から下流側まで水位の状況を比較できるように、21 ページには北側測線の 7 地点、22 ページには南側測線の 7 地点、23 ページはその他の 10 地点の水位変動を示したグラフを掲載しております。なお、直近の水位の変動状況を確認しやすいように、平成 20 年 1 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までと、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までを期間を分けてグラフを作成しております。

次に概要版では、24 ページになります。多機能性覆土状況調査及び地表ガス調査でございます。前回の評価委員会では、イノシシによる被害状況を報告した際に、「イノシシによる表土の掘り起こしによって、多機能性覆土の機能に支障が生じているのではないか」との、懸念が示されたところでございますので、多機能性覆土状況調査を、これも従来より若干時期を早めまして、本年 10 月に実施したところでございます。多機能性覆土の施工場所 13 地点と比較対象地点 13 地点で調査を行いました。また、平成 22 年度の地表ガス調査において比較的硫化水素濃度の高かった 2 箇所 5 地点を選定し、地上からのガスの放散状況を調査いたしました。その結果、対象地点及び多機能性覆土施工地点すべての地点で硫化水素濃度は、0.1ppm 未満、つまり定量下限値未満となりました。地表ガスの調査地点においても、すべての地点で硫化水素は、0.1ppm 未満、定量下限値未満となりまして、多機能性覆土の性能が維持されているものと考えてるところでございます。

次に、バイオモニタリングでございます。概要版では 24 ページになります。荒川への合流地点の上流側と下流側で、アカヒレによる AOD 試験を行っております。

前回の評価委員会では、本年 1 月に実施した測定結果では、AOD 値が下流側で 300% となり、400% を下回った。という御報告をしたところでございますが、本年 5 月と 9 月に測定した AOD 値では、上流側と下流側で 420~750% という結果になりまして、魚類の生息に支障がないと考えられる範囲となったところでございます。以上が調査結果の概要となります。

これらのことを踏まえまして、概要版の 25 ページでございますが、今回の環境モニタリングの評価の総括として、記載してあります。

○須藤委員長

そこだけは読んでもらった方がいいですね。

○角屋室長

確認の意味でも読ませていただきます。

処分場敷地境界における硫化水素濃度、有害物質の拡散による大気汚染、放流水の影響による放流先公共用水域の水質悪化は認められなかった。また、処分場下流側地下水の水質は法令に規定されている規制基準等を満たしており、場内浸透水から周辺地下水へ及ぼしている影響は極めて少ないと考えられる。

よって、本調査期間においては、処分場から発生するガス及び処分場の浸透水等に起因する周辺生活環境への影響はきわめて小さいものと判断される。といたしました。

また、処分場の環境モニタリングの結果から課題といたしましては、一つ目には、処分場内の観測井戸の地中温度では、周辺の対照地点との差が縮小していることや、埋立区域内のほとんどの観測井戸では横ばいか低下傾向を示すが、一部観測井戸ではガス発生量、硫化水素濃度、メタン濃度等に変動が認められることから、廃棄物埋立区域内では、微生物による廃棄物の分解反応が継続していると考えられる。また、処分場内の浸透水では、1,4-ジオキサン、BOD が廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準を超える地点、ダイオキシン類、ふっ素及びほう素が地下水環境基準を超える地点があることなどから、処分場内はまだ安定した状態には至っていないと考えられる。

課題の2つ目といたしましては、処分場外の周辺地下水は、1地点でBODが地下水等検査項目基準を超過したが、その他の項目については全ての地点で、地下水等検査項目基準及び地下水環境基準に適合していた。現状では周辺地下水の値の上昇傾向は認められないものの、処分場内の浸透水では地下水等検査項目基準を超過している項目(BOD, 1,4-ジオキサン)や地下水環境基準(ダイオキシン類、ほう素、ふっ素)を超過している項目があるため、今後も状況の変化を注視していく必要があると考えられる。以上の2点を課題としてあげました。

最後に、このようなことから、引き続きモニタリングを実施して、処分場の状況及び生活環境への影響を把握し、処分場の状況に応じて、よりよい生活環境の保全に資するよう検討を行い、適切な対応を図る必要がある。また、処分場の安定化に向け、必要なデータの集積と解析を進め、将来に向けた適切な維持管理となる取組を継続する必要がある。といたしました。

以上で本日の1つ目の審議事項でございます生活環境影響調査報告書(案)の御説明を終わります。宜しく御審議たまわりますよう、お願いいたします。

○須藤委員長

室長、要領よく御説明いただいて、ありがとうございました。まだ質問があると思いますのでそれについては、一通り、私、1回目伺いますのでメモ取っただいて、一個一個、答えてると時間がかっちゃうから、そのように。この前と同じようにしてくださいね。いいですか。それじゃ、細見委員どうぞ。いつものように右から参ります。何かあれば、なければ次に行きます。

○細見副委員長

はい。ちょっと一点だけ。放流水っていうのは、この図で言うと、どの地点になるのですか？あの図で言いますと、川に入る直前？

○須藤委員長

加藤さん、その図で示してください。

○加藤技師

当初のモニタリング計画では、この地点で採らせていただいたんですが、震災後水が滞留するようになりまして、現在は、この地点で水を採らせていただいています。

○細見副委員長

放流水？

○加藤技師

はい。三段池から水を直接、U字側溝に流しているんですが、その三段池から落ち込む所を、今、放流水の地点としています。

○建入技術補佐

最終処分場からの放流水のことでございますよね。

○細見副委員長

そうです。

○須藤委員長

今の地点でいいんじゃない。

○建入技術補佐

今の地点からでございます。

○細見副委員長

あの、放流水、もちろん基準値以下なんだけれども、1,4-ジオキサンが放流水の中に含まれているっていうのは、通常の一般の河川ではあり得ない。

○須藤委員長

あり得ないね。

○細見副委員長

あり得ないんですけど。だから、若干、その放流水は処分場の影響を受けていると。そう考えても・・・

○建入技術補佐

放流水ですか？浸透水ではなくて？

○細見副委員長

放流水。

○建入技術補佐

放流水のことですか。

○細見副委員長

たとえば、この資料1の報告書の32ページ、1,4-ジオキサンの放流水、河川水って書いてあって、河川水には一切ない。含まれていない。これは、そういう。

○須藤委員長

これは事実だね。

○細見副委員長

資料1の32ページの図2-8の放流水・河川水、もちろん環境基準は0.05で、排水基準とすれば0.5なので、あの、はるかにそれよりは低いんです。もちろん低いんですが、やっぱり普通では、1,4-ジオキサンって一般環境では普通はないので、若干の影響は出ている。この放流水はね。それは、そういうふうに理解・・・

○須藤委員長

そういう理解でいいかっていうのが先生の質問なので。どうぞ。

○建入技術補佐

はい。

○細見副委員長

大丈夫ですか。そういうふうに認識されているんだったら、私はそのとおりでいいと思います。以上です。

○須藤委員長

では稲森先生どうぞ。

○稲森委員

どこの埋立処分場も10年、15年くらいの埋立期間がありますが、埋立終了後、直ぐにガス発生がなくなるということは通常は無いと思います。

○須藤委員長

考えられないね。

○稲森委員

埋立終了後、直ぐにガス発生が無くなるということは、まず、絶対ないわけですね。ですから、現在のところだって、先ほど地中温度の問題で、埋立区域外と比べて、11℃くらい高いとかいうことは実際に微生物の反応が持続していることを意味しており、生物反応が持続していることを示しており当たり前のことです。それで一番の問題は、埋立処分場から外に出てくる所の水がちゃんと安全なの

かどうかということが重要です。

なお、安全ということは言えますが、私は「安心」とは言いません。「安全」が基本であり、「安心」は絶対使わないです。「安心」って言ったら1億人いたら1億人、みんな考えが違います。やっぱり「安全」というのは、ある基準があって、その基準を満足できているかどうかということを意味しており、私、この点は大事と思っています。

それで一応コメントですけど、概要版の25ページに総括がありますが、この総括の所に、バイオモニタリングのことが何も書いてないことから、何故ここに書いてないのだろうかと思ったわけです。

この資料1の一番最後のページのところに、AOD試験の概要ということで、このような方法で評価して、これでしっかり問題ないですと書いてあります。私はやっぱり、この埋立処分場から外に出て、川に入って、その川に影響が極めて無くて、魚類毒性もないですということをしっかりとここにも書いとくべきだと思います。

○角屋室長

この概要版25ページのほうにということですか。

○稲森委員

そのとおりです。安全のためには、すなわち、生物に対して安全かどうか、問題ないかどうかということは大変なことと思います。

○角屋室長

わかりました。

○須藤委員長

日頃から、この問題、先生取り上げているので、まだバイオモニタリングについては不十分だよね。なので、それを含めて・・・

○稲森委員

前も言っていますけど、AOD試験だけでなく、比較として、論文でもいいのですけれども、実際に行っていないくても、他の試験方法との相関はどの程度かということを示すべきです。

○須藤委員長

標準法に比べてっていうのは、よく言っているよね。

○稲森委員

AOD試験と他の生態影響試験とを比較評価して適正であるというようなことの記載が、やっぱり必要だと思います。

○須藤委員長

ということを踏まえといてくださいね。井上先生，どうぞ。

○井上委員

ちょっと遅れてきたので，全部の御説明聞いていない状況なんですけれども，あの，地下水の流れの方向，地下水のデータから，それを一応，今回書き込まれていて，非常に分かりやすい図で説明していただいて。

まずは，そこからなんでしょうけれども，その上でこれから，この状況から今までのモニタリングの結果含めて，どう考えていくのかっていうのを徐々に踏み込んでいかなくはいけないんだろうなっていうところで，特段，質問とか，意見っていうわけではないんですが，ちょっとそういう認識を少し持っていったほうがいいのかというところで。

○須藤委員長

継続した調査の中で，それがだんだんどういう傾向があるかどうか，そういうことを今後把握しなくちゃいけないっていうことですね。

○井上委員

はい。ただ今のところは事実の記載で終わっているの，やっぱりそこから・・・

○須藤委員長

今後の展望も含めた動きっていうことですね。

○井上委員

それを今回の答申の中には，書き込むということではないんだと思いますけど，少しそこを，やっぱり考えていかなきゃいけないだろうなっていうふうな認識を持っています。

以上です。

○須藤委員長

どうもありがとうございました。岡田先生どうぞ。質問には後に全部答えて。半分のほうがいいかな。どうですか，室長。先生全員から聞いてお答えのほうがいいね。

○角屋室長

半分でいったん区切っていただいて・・・

○須藤委員長

じゃあそうしましょう。岡田先生，どうぞ。

○岡田委員

はい。15 ページの所なんですけれども，昨年気がつけばよかったんですが，ガス発生量がありますね。

1分間当たりのリットル数で書かれているんですけども、0.01 というと 10mL ですよ。どうやって現場で測っておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思って。こんな現場で 10mL、ガスが発生しているのは、ちょっと非常に精密な測定ができるのかって、その辺りをお聞きしたいのが 1 点です。

○須藤委員長

はい。そこは、現場でやっている人にお答えいただいたほうがいいかな。

○岡田委員

もうその辺りは表現方法として、ほとんど発生しないとか。なんか、そういう方法があるのかなと思いますけれども、精密に測っておられるなら、これでよろしいですけど。もう一点、地中温度なんですけど、地中温度っていうのは、本当の地中温度じゃなかったですよ。水を採取する。ビニールパイプを入れていますが、その中の水を測っていますよね。水の温度ですよ。

○須藤委員長

どこの温度かって、それは水の温度ですよ。

○角屋室長

はい。水の温度です。

○岡田委員

水の温度ですよ。ちょっとそれは、やはり注記しておかないと。それからもう一つは、上部は水がたまってない空気層がありますよね。「空気層の温度が 20 何℃」とか言っていますけれども、それ、空気層を測っているわけですから、当然、外気の影響があるわけですよ。だから、それは、やはり空気層測っているところは別の色で塗るとか、そういう表現しないと、それ、地中温度じゃないですよ。

それで図 2-56 の所で今回どうだったかな。No. 3 とか、H16-5 の所ですね。それが、急激に差が大きくなっていますよね。これは今の空気層の所との差を取っているんでしょうか。そこのところが、ちょっとあやふやになっておりまして、そういう意味で空気層を測っているのか、水中測っているのか、それであると温度差をどこで、どれと比較しているのか、ちょっとそこの辺りが、きちんとしたほうが評価しやすいと思いますので、よろしくをお願いします。

○須藤委員長

ありがとうございます。それじゃ、こちらに参りましょう。藤巻先生、どうぞ。一通り伺いますよ。

○角屋室長

はい。

○藤巻委員

先ほど、御説明いただいた現状の判断っていいですか、そういうのが非常に分かりやすくて、私は、一応、お送りいただいた案を読んでいたので、非常に分かり易くてスーッと入ったんですけども、現状、送られた資料を家で見ていると不思議に思っていましたけど、1点ありまして、ちょっと20ページの右上にあります北側測線と南側測線というのを、ちょっと見ていただけますか。これは、それぞれの断面を書いてあると思うんですけども、この測線というのは下の図の青の線ですね。北側測線と南側測線、そうですね。ちょっと見ていますとH26-3aこれは上も下も似たような形かなと。断面がですね。でも、これ、違いますよね。透水係数でくった断面の形がH26-3aと上の北側測線と南側測線のH26-3aの位置が、どうしてもこれ一致しないような気がしてしょうがない。

○角屋室長

緑の線と青の線の違いということでしょうか。

○藤巻委員

ええ、そう。それとLoc. 1aの、北側測線は、結構、詳しく書いてあって、ルジオン値がさまざまなものがいくつもあって、最後に紫色のやつが出てくると。それでほぼこれをLoc. 1aなので、ほとんど南側測線のLoc. 1aの所を書いているのと同じことだろうと思うんですが、それは、ここの所をたとえばしおったにしても、つながりが全然分かんなくなっていて、これ、すごく断絶が起きているような感じがするので、書かないでおくっていうのも手だと思うんですね。Loc. 1aは。下の南側測線は。

ちょっとここが分かりにくくて、一体、どうなっているんだろうなって、ふと思ったんですが、簡単にできるような説明がありましたら、お願いしたいと思うんですよ。パッと見たときに、今までもこれ見過ごしてきちゃったような気がするんですけども、一体、何が起きていたのか、ちょっと分かりにくくて、ずっと疑問が解けないでいたものですから説明していただくと助かります。それ以外のお話は全部了解。

○須藤委員長

了解。ありがとうございました。田村先生、どうぞ。

○田村委員

はい。今のところは、同じ概要版20ページの左側の図2-58の下のほうの図ですね。南側測線。これ見てみましたら、わずかな所ですがH17-15とH26-3aの間で水位が、ちょっと逆に下流側が高くなっている所もありまして、こういうこともあるのかなと思って少し詳しく毎日の図を見てみました。

それで、今までも気がついてたことなんですが、H26-3aという地点は非常に降雨への応答が速い。ちょっと雨がまとまって降ると、そこはぴゅんとすぐ水位が上がる。

高くなるんですが、そうでないとじわじわと下がってきてこういう逆転じゃない期間もあるという。そこから何を申し上げたいといいますと、これは8月1日と1月31日ですか。あるいは、その前の年は2月でもいいんですけども、そういう所を選んで。

何を言いたいかっていいますと非常に降雨に応答の速い地点と、それから鈍い所とがあります。水

位のことは、私、なんだろうと分かるんですが、それが他のものの観測値、溶けているものの観測値にどういうふうに影響があるのか。全部は見切っていないんですが、一部のつまり溶存しているものの観測に、直前の雨で、ひゅっと水位が高くなるような所が、すぐ回りから水が集まってくるような所での希釈の効果とか、そういうものは、考えなくてよいのかどうかということ。

○須藤委員長

そこを考察してほしいってことね。

○田村委員

はい。従って、そういうものには、もちろん非常に鈍感な安定したものもあると思いますので、今、いちいち書くのは大変だと思いますけど、サンプリングしたとき、あるいは、その水位を測ったとき、そういうものの日時とそれからいろんな気象条件、それはやはり書いといて、後ですぐ参照できるようにしたいほうがよいのではないかという気がいたします。

○須藤委員長

現場の観測と時間ってということですか。

○田村委員

そうです。前回のときか、その前か、申し上げたことがあるんですが、観測する態勢は事前に用意しておいていらっしゃるんでしょから、そのときが、たまたま雨のない日が、ずっと続いた後になるかもしれませんし、前の日は大雨が降っているかもしれません。

そここのところの影響におきましては、水位には、はっきりあります。ですから、その水にすぐ溶けやすいようなものについては、サンプリングしたものについても、そういうことがあるものがあると思っています。全てがそうであるとはきっとないけど。

従って、そここのところは、後でチェックできるようにしておいていただく。半年間の平均値で問題ありませんっていう話ではないようなものも、場合にはあるんじゃないかっていう気がするからです。今、特にどれが問題だってことではございません。以上です。

○須藤委員長

分かりました。ありがとうございました。それでは菅生委員、どうぞ。

○菅生委員

はい。昨年ぐらいからイノシシが、多機能性覆土の掘り起こしという状況の報告があったわけなんですけど、今年、重点的にその部分を調査していただいて影響はなかったという報告をいただいたんですけども、イノシシの侵入対策につきまして、何か、今年度、県においてなされたのかをお伺いしたい。

○須藤委員長

今年度になってからね。

○菅生委員

はい。

○須藤委員長

それは後でお答えいただきます。それじゃ、最後で申し訳ございません。佐藤委員，どうぞ。

○佐藤委員

はい。言いたいことは山ほどあるんですが、25 ページですね。これは、概要版の 25 ページの四角の 2 番目、2 番目のお尻の所見てました。地下水では BOD が、ずっと 3 行目辺りからですね、処分場内の浸透水って、地下水等検査項目基準を超過している項目、項目、項目って 2 回書くのいいのかって、まあ、これはいいんだけど、BOD 1,4-ジオキサンや地下水環境基準を超過している項目、ダイオキシン類にほう素、ふっ素があるため、今後も状況の変化を注視していく必要があると考えられる。

ここで普通ならば中学生の頭のならば、なんでなんだっていうふうなのが出てくるわけですよ。当然、出ると思います。これまで何十年も、何十年もっていうのはオーバーだけでも、15 年以上もこういう状態が続いていた。なんでなんだって。これからどうすればいいのやっていうようなのが全くない。注視していくとだんだん鎮静化するんですか、これは。何をやればいいんだっていうふうなところまでいかなきゃ、だめなんだろうなというふうな。地元はそうですよ。

今日、実はね、町長も副町長も来ていません。もう嫌なんだは来るの。嫌なの。皆さんだって、嫌になってんだよは、ほんと。我々だって、何しに行くのって。全然変わってない。何も。何も改善したところないんじゃないのっていうふうなことで、もうもうたくさんなんです。ね。

皆さんはちゃんと給料出ているかどうか分かんないんだけど、我々はお出かけてくるわけですよ。仕事休んで、そののところ、どういうふうを考えるのっていうことが、全く欠けているんだよね。なんでなの、どうすればいいのっていうのをね、先生たちのおお知恵で提言していただいて、そっちの方に動くっていうのが本当のやり方なんだろうなと思ってました。その他には、後でまとめて申し上げます。

○須藤委員長

はい。分かりました。それでは一通り御質問いただいて、事務局から再三その辺の問題は取り上げ。それから部下というか、現場の話なんかについては他の方に振っていただいて結構ですから、室長が全部答えただくならそれで。現場の、水温の測り方なんかについても、現場の方に、お聞きになりたいのであれば、その方に答えていただいて結構です。どうぞ。

○角屋室長

いろいろ各委員から様々な御意見、あと御要望とか、修文とか、付け加えて欲しいということについては、それは、ちょっとこちらのほうで検討させていただきたいと、意見を踏まえた上で、この本体の方に書き込みをしたいと考えてございます。あと、ちょっと技術的な面については、建入のほう

から後ほど回答させていただきます。

○須藤委員長

質問した順番のほうがいいかな。このことについては、「何々先生の質問です」って言って答えてください。

○建入技術補佐

はい。たくさん質問がございまして、ちょっと私のほうで全部覚えてない部分があるかもしれませんが、あの先ほどの岡田先生のお話でありましたガス発生量の0.01っていうことに関しましては、ちょっと後で、現場で採取した者のほうから御説明を差し上げます。その地、中温度の件なんですけれども、水の温度を測っているというお話がありまして、それはそのとおりでございまして、注意書きをしたほうが良いというアドバイス、ありがとうございます。ちょっと注意書きをちっちゃくしておりまして見辛いかと思います。ページがですね、資料2の概要版で申し上げますと18ページ、御覧になっていただきまして、左側の下のほうにですね、ちょっと分かりにくいですね「管頭からの深度5m以深かつ水面以下の地点」という所で測っていますという記載がしておりまして、ちょっと分かりにくいところに小さく書いてございまして、深度5mよりも深く、かつ水面下という条件で温度を測っているということは、お示しをしておりますが、分かりづらいと思います。

あとその表の中に、じゃあこれが水の中なのか、空気中なのかっていうのが分かりやすくするべきだっていうのは、私どもも思っております、この表の右側でございますように、表2-7と2-8の地中温度表ですね、温度帯によって色分けをしておりますが、実はあの左側から区分、地点名、測定時刻、管頭下水位というのを書いていましてですね、この管頭下水位という所が、メートルで書いているんですけど、そこまでは要は大気ということになると。これより下が水になるという形なので、何か色別で水面からということはこの表の中で分かるように、今回は、ちょっと工夫をしたいと思えます。でないと、ちょっと分からないかなと思われまますので、御助言ありがとうございました。ガスの測定につきましては、ちょっと現場のほうで、どのようにしているかで御説明させていただきます。

○岡田委員

すみませんあの、図2-56の数値の温度差で変化がありますけれども、一番、値が上がっているところありますよね。No.3って。それはどれと比較したんでしょうか。要するに空気層での比較もしているんですか。水中だけで比較しているんですか。

○建入技術補佐

これは水中の管頭下深度5m、かつ5mより深くてかつ水面下という所の温度でしか比較はしておりませんので。

○岡田委員

でも、かなり上がっていますよね。これ何番ですか。三角ですからNo.3と・・・

○建入技術補佐

H16-11 と No. 3 でしょうか。

○岡田委員

それ等が、かなり上がっているのが、ちょっと変だなと思っております。大丈夫かな、間違っていないのかなと思っております。

○建入技術補佐

すみません。もう一度、確認をいたします。

○須藤委員長

それは確認してくださいね。

○建入技術補佐

はい。すみません。

○須藤委員長

それでは、どうぞガスの方の測定ね。一番分かる人が説明していただいて結構ですよ。

○松本水環境部長

はい。ガスの測定の方法についてですが、多少アバウトな説明で恐縮なんですけれども、大体、JIS等の規定にのっとった形でやっているとは思いますが、ポリエチレン製の縦30横20センチぐらいの密封の袋、それにガスの取り入れ栓を付けまして、それで通常の採取ポイントのほうに密着させた形でガスを取りまして、それについて、あとはガスの測定器といいますか、そのポリエチレン製の袋から密封させて、コンタクトさせて、ガスの測定器のほうに誘導して、直接、それを測るという形でやっております。

○岡田委員

長時間、採取されている。例えば1日とか。

○松本水環境部長

いえ、比較的短時間です。ポリエチレン製の袋が満杯になるのが、大体2000mL程度になります。それに通常は0.01未満ってというのは、ほぼ膨れないものなんですけれども、袋が大体5分程度で満杯になるケースもあります。

○岡田委員

分かりました。

袋に溜まったガス量を時間で割っているから、こういう数値が出たっていうことですね。

○松本水環境部長

はい。ガスが2000mL取れる所というのは、ポイント的には2,3ポイントしかないです。1分当たり10mLのポイントは、ほとんど袋の中にたまらない状態になります。

○岡田委員

そうですね。ですから、長時間、採取したってということですね。長時間にわたって袋を膨らませたってということですね。

○須藤委員長

量としては、さまざまな量だね。はい。どうぞ。

○加藤技師

袋をぶら下げている時間は、発生量が少ないところは10分間ぶら下げて袋に集めて、それを時間で割り戻して出しているという様な状態です。

○岡田委員

かなり微量ですから、それも。サンプリングどころか、漏れがありましたら、全然対応できませんし、非常に精度が高い測定をされていると思って、ちょっと感心しているんですけど。ありがとうございます。

○須藤委員長

あと残りは、室長どうぞ。今の技術補佐の説明でいいのかな。まだ、全部答えてないよ。ちょっと順番に言ってください。まず、細見先生の質問。

○細見副委員長

もう、確認できたから大丈夫です。

○建入技術補佐

細見先生の御意見に関しましては、影響受けているという認識です。

○須藤委員長

それから稲森先生の助言については？

○建入技術補佐

稲森先生の御助言に関しましては、そのようになるべくできる記述に入れ込んで、総括のほうに、きちっとバイオモニタリングの結果も入れ込むような形で。

○須藤委員長

それ，入れるのね。これで修文するのね。

○建入技術補佐

はい。これから整えていきたいと思います。

○須藤委員長

まとめの中にもいれて修文するね。

○建入技術補佐

はい。

○須藤委員長

はい。分かりました。井上先生のは全体的な問題なので，今後検討するというようなことで。

○建入技術補佐

はい。今後の展望も含めてということなので，検討させていただきたいと思います。

○須藤委員長

藤巻先生の質問で重要な所があったので。それについてはどうされますか。

○建入技術補佐

藤巻先生の件はですね，ちょっと私，もう少し勉強させていただきまして，先生に少しお伺いしながらですね。

○須藤委員長

あの，質問の趣旨を十分，まだ理解してないね。

○建入技術補佐

はい。なかなか難しいところがございます。

○藤巻副委員長

これは切った向きにもよるけども，今，手元に詳しいデータがなければ，お答えいただく必要はないです。多分，見たら全部分かるといいますし，本質的に重要な問題じゃなくて，見ると，ちょっとおかしいなと思うだけです。

○建入技術補佐

分かりました。もう一度，その辺は検討してみまして，もしかすると，私共の記載方法が悪いのか

もしれません。ちょっとデータと突き合わせてみますので、申し訳ございません。

○藤巻副委員長

了解します。

○須藤委員長

田村先生の。

○建入技術補佐

田村先生のアドバイスや御助言に関しまして、前回もお話ありまして気象条件に特異なところとい
いますか・・・

○須藤委員長

そう。影響を受けやすいところとかね。

○建入技術補佐

この辺をモニタリングの仕方も検討してみてもというお話しいただいたところなんですけども、な
かなか、そういう日程が組めませんで。

○須藤委員長

そこまでは、考察はしてないよね。

○建入技術補佐

はい。ただデータの的には、その採水しました前の状況ですね、気象の状況とか、そういうものは、
取り置いておきまして、比較ができる部分に関しましてはできるようにしたいと。

○須藤委員長

速やかに水に溶けやすいとか混合しやすいとか、そういうので値が変わるんじゃないでしょうかっ
ていう御質問ですからね。

○建入技術補佐

はい。その辺をちょっと検討したいと思います。ありがとうございます。

○須藤委員長

その次は、イノシシの問題。

○角屋室長

イノシシについては、やはり最近またそういった被害が酷くなってきているということで、今年度

○角屋室長

ええ、まあ、そういう御意見があったことは、上にも伝えるようにいたしますし、あとまた・・・

○須藤委員長

ここだっているじゃない。お二人も上が。

○佐藤委員

まあ一応、上だね。

○須藤委員長

一応じゃなくて。いや、役所的には高い位置ですよ。

○佐藤委員

いや、分かりました。

○角屋室長

あとは次のちょっと議論とも関係するんですが、この評価委員会の役割自体が年2回、モニタリングをやった、その評価という役割ございますので、その範囲内で細かく委員さんに御意見をいただいているというふうに認識しているところでございます。

○佐藤委員

はい。

○須藤委員長

はい。どうぞ。

○佐藤委員

評価委員会ができたのは19年だけ。

○須藤委員長

そうです。

○佐藤委員

(平成)19年ですよ。19年、何があったのかって言うと全量撤去って、我々はずっと言ってきました。それからPRBをやろうと宮城県が言いだして、PRBじゃなくても支障除去できるんだったら、それでいいんじゃないかということで支障除去工のね、予算が成立したのが、19年度9月かな。いや、18年か。

○須藤委員長

19年でしょ。

○佐藤委員

その頃にできたわけですね。支障除去工をやりますということで予算が付いて、その予算のときに、予算審議のときに県議会がね、付帯決議を出しました。ちゃんと真面目にやれよ。評価委員会をやって第三者機関できちっと揉めよ。これは。いろんな注文が付いた。

それが親になって今の評価委員会の活動があるわけですね。だから、支障除去工は終わったって、この前、終わった。終わったはずですよ。それで支障除去工ではないんだ。本当は。ダイオキシンが出てしまったんだから。あの、全量撤去っていうか、我々、撤去しなさい、オーバ一分を撤去しろ、全量撤去しろ、それから安定型以外は撤去すべきなんじゃないのとか、いろいろ言ったわけですよ。

そいつをやらないで、支障除去工だったんですけど、ダイオキシンが出てしまった。特管物じゃねえか。だから、やっぱり撤去になるんじゃないって、支障除去工は終わって、撤去というかそっちの方に本当は移さなければならなかったんですよ。そこのところを今日はぜひ皆さんでしていただきたいと思っています。

だから、支障除去工は、この前、終わったんですよ。終わったんだけど、まだ安全宣言ができねえような状態っていうのはなになの、これはっていうのね。我々はそこんところを言いたいんですよ。そういうことです。

だから、あの、先生方、一生懸命あの数値のことでおっしゃっていただくけども、先生方が頂いた数値っていうのは、これは問題があるから、おっしゃって頂いているわけで、なんもなかったんだったらもういいんじゃないのっていうふうになっちゃうわけですよ。そこのところは、もう少しああしたい、こうしたいっていうね、評価委員会の設立の時に戻ってね、県議会がどのような付帯決議をしたのかっていう、そこまで戻って考え直さなければならない時期なんだろうなと思っています。以上。初心ですね。それは。お答えがあれば。後でいいですね、これはね。

○須藤委員長

どうぞ、今の問題を最後の質問だったので、この程度で書き込む方法はないですよ。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

ですよ。あなたの口からそう言って。私から言っちゃいけない。お答えなんで。お答えしてください。佐藤委員の質問です。

○角屋室長

はい。今の御意見について、今、すぐどうこう、ちょっと対応できる状況ではないということでご

ございます。

○佐藤委員

そんなに重大なお話ですか。あのね、一つはね、これ、終わった明日に住民説明会をするって、なんなの、これはって思ってるの。

○須藤委員長

我々住民説明会のことは知りませんから。

○佐藤委員

いやいやいや、だから、そうですね。だから、評価委員会の人たちは知らないんだけども、この人たちは、明日、住民に対して何にも答えを・・・。

○須藤委員長

これを説明するんですか。明日。

○角屋室長

焼却炉の撤去の工法につきまして。

○須藤委員長

そうでしょう。だから、この次の議題の話でしょう。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

これじゃないでしょう。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

そうですね。

○佐藤委員

いやいやいや、2人でね、評価委員の先生方に相談して、こいつはOKになったんだから、これにさせてくださいねみたいな話になるんですよ。それは。次の日なんだもん。見えねえぞ。宮城県のやりかたっていうのは。

○角屋室長

その件につきましては、焼却炉の撤去につきましては、以前よりですね、地元から出ていた要望でございますので、我々、この半年間、そういった撤去の実施設計組んできまして、やっとまあそれも皆さまに御説明できる状況になりましたので、まず、きょうは評価委員会の皆さまに御報告申し上げた上で、あまり間を置かないで、やはり地元の住民の方にも説明すべきだということで明日にさせていただきますという。

○佐藤委員

次の日というのがね、ここで異論が起きて、こういうような方法でやったほうが良いんでね、こういうような方法でやったら良いんでねって、先生たちからアドバイスがあった。それを網羅するとか、できるんですか。明日まで。そうしますって。

○角屋室長

この委員会での御助言、あるいは明日の説明会での意見も踏まえてですね、この実施設計自体が今年度事業でございますので、そういう意見も含めて最終的にそういった撤去方法を、決めるということになっております。

○佐藤委員

はい。あのね、室長、我々はって、竹対はそう思って。私たちは竹対じゃねえんだよね。1日でも早く安全宣言をやってもらって。ね、なんですよ。だと思っんです。そここのところ、分かってもらわなきゃ困るの。

明日、住民説明会したら、皆さんはね、楽しいお正月迎えられるかもしれねえけども、また何があるのか、竹の内って、住民たちはそうしか思わない。なんでもねえって言ってるじゃないかって、そこそこ、分かんねえと困んだよ。

役所の都合で、竹の内、グルグルグルグル動かされたんじゃ、そんな悲しい話はねえね。これは。何でもねえんならいいんだよ。ダイオキシンだ有るの。だから、本当はここであの須藤先生にもお願いしたいと思ったんだけど、ダイオキシンの評価って、一般的な評価。近頃、あんまり騒がなくなっているけども、それは、だんだん毒性の基準が分かって、そんなに心配しなくてもいいようになっていくのか、それとも前と同じなのか。それから経年変化ってあるよなって。

○須藤委員長

あるよね。

○佐藤委員

うん。だから、それが、どの程度なの。それで今、測ったら200だったんだけど、経年変化の前、さかんに燃やした頃は基準の何十倍もあつただの何たらかんたらってというような話もなってくるわけで、これは一発なんかじゃ絶対いかねってば。だと思っいます。経年変化っていいんですか。それは例

えば放射性物質みたいに半減期がなんぼってというような計算していいんでしょうか、そのところが先生方に教えていただきたいと今日は思って来ました。

○須藤委員長

あの、質問は、浸透水の例えば経年変化っていうのは、どういう変化という意味ですか。

○佐藤委員

はい。

○須藤委員長

そういう意味ですか。

○佐藤委員

いやいや、あるんでしょうか。

○須藤委員長

経年変化は、経年変化させる要因が、さっきの話じゃないけど、あればそれに応じて水質なら水質に影響しますよね。だから、その因果関係っていうのは分からない場合もあるし、分かる場合もあります。

○佐藤委員

あの、今の状態だと管のあちこちは、もう腐ってね、風がビュビュビュッと通っていくような状況で、経年変化っていったらば飛んでいってなくなったんだよね。だんだん、なくなってきましたね。

○須藤委員長

それは、そういう状況だったんであれば。

○佐藤委員

あれ、それが経年変化じゃないよという。毒性が、毒性そのものが経年、要するにあれですよ。放射性物質の半減期に似たようなのがあるのっていうのが、まずあって。

○須藤委員長

それは。

○佐藤委員

ないよね。

○須藤委員長

それは半減期じゃないから、それはないと思う。

○佐藤委員

ないよね先生。だから、そんなことまできちんと持っていかなきゃ駄目だって。「安心、安心安全、安心安全」って口開きながら言っていて、今頃になってね、実はダイオキシンこうなんだよね、それで蓋開けてみたら、あれは、竹の内対策室には関係ねえんだからみたいな言い方までするわけですよ。誰が関係あるの。宮城県に。誰が責任持たなきゃいけないんですか。と思うんですね。それで。いいすかわ言っても。

○須藤委員長

いいですよ。どうぞ。

○佐藤委員

五分で言いますから。実はね、週刊新潮で、先月の初めにね、こういうふうな状況だったよ。それはある政治家をおとしめる記事というか、ある政治家のバックが、竹の内の業者だったんだよな。後援会長が竹の内の、実際、実質的な経営者だった。

そいつは、我々分かっているんですよ。実は。それで運動をここにいる人たちは、みんな初期から竹の内の運動していました。一番先にやったことっていうのは、一番先にやったのは、具体的にやったのは、怖い人たちだって。怖い人たちだ。怖い人たちに承継させちゃ駄目だから、承継を「うん」と言わないでけろって、それは県庁まで来て、そいつは第1次にやったんですよ。第1回目だよな。

それで、我々絶対反対だ、それはって。それで宮城県はOK出してしまったんだから厚生省まで行政不服を出しているんですよ。そのときに。それで蓋開けてみたら、やっぱり、ほら、なんだ、ミツハシってのか。

それでその頃から私は、今、考えるに、その頃から宮城県は脅かさってたの。脅かさってたこれは。このまんまになったら投げて、どっか行っちゃうぞ。竹の内このままで逃げてえのかっていうような脅かしをされていた。それは困るから皆さんで承継して、継承してね、事業を進めてください。その代わり、1割増量を認めますからとか、そういうふうな話になっていたんだ。これは。間違えねえ。今になって。それで今頃になって、こんなことして。

ただ宮城県の記事の中に宮城県の職員が指導に入ったら、とっ捕まったって。事務所に閉じ込められた。それで「なんで、そいつ、公務執行妨害で告発しなかったの」って言ったら、その捕まった人間に「あんた、告発するのか、しねえのか」って幹部が言った。その人間が「やんだ」って言って、しないってしてしまったんだけど、その人は、やがては、やっぱり、なんだ、神経障害になって、かわいそうに廃人になったかどうかは、そこまでは知らねえんだけど、そんなことになりました。

同じような思いを我々だってしているの。岡さんの私だの、他の人たちなんかも、「叩っかん、ぶっ殺すからな」って言われて、言われながら守んなきゃねえ、守んなきゃねえって、とにかく、この連中に承継させてはいけない。そいつは何回もあらゆる手段も講じたよ、それは。

それで、そこで、そのときからもう既にベタベタ舐められてたんだよ。今いねえからいいけども、それで我々の前で威張っているさ。それはな。威張っているんだよ。この通りの数値、何文句あんだ

みたいな言い方しているんだけど、とんでもない話が、20年前にそんなことがあったんだよ。実際に。

だから、明日の住民説明会なんかで、皆さんでどこに座って住民に説明すんのやって、うんと楽しみなんだ。本当は下にいて、末席にいて、「いや、皆さん、御迷惑をおかけしたねや」って、「まだ終わんねえんだ。金ねえからや」っていうような言い方をするのか、「こういうふうにしてあげますからね」なんて、頭にいて住民を目下に見て、「こういうふうにしてあげますから」なんて言うのだろうかになって楽しみなの。それが見ていると私はカッカときますこれは。

○須藤委員長

分かりました。今、おっしゃっている、5分間って、さっきおっしゃったので、発言を認めたんですけども、この話を我々知らぬ存ぜぬの人ばかりですから。

○佐藤委員

分かった。それで、あと3分で決めます。用意してきました。これ。それで先生たちがいろいろ御意見をいただいて、私達の門を開いていただいた。大変、貴重な晩年を過ごさせていただきました。ありがとうございます。先生たちから、もう一つお力を借りて、こういう、そういう状況を今、弁護士に話してきました。何とかなんねか先生。最初から見えていただいた弁護士なんだけど、何とかしましようかっていうような話にもなりました。もうこのやり方は、やっぱりまずいんだね。これはね。まずいの。自分たち何やったかっていうの、分かってねえんだもんみんな。だから。

○須藤委員長

分かりました。

○佐藤委員

あの、私は、評価委員会は、もう終わったんだよな。支障除去についての評価委員会だったんですからね。支障除去、まだ支障除去しなきゃねえ、支障がいっぱいあるわけだけでも、まだお知恵を借りなきゃいけないんだけど、法的には、もう終わったんだ。だから、1回県にお返しして。我々ね。それで県からもう一回やってくれませんかって頼まれたらば、今度は再生委員会みたいなのもしていただくのが一番いいんだろうなと思って、いるところでございます。以上です。

○須藤委員長

分かりました。「分かりました」って言っても、私が分かっているわけではないんですが。

○佐藤委員

辛いね。

○須藤委員長

生活環境の影響調査をやる委員会として、私どもはお引き受けしたんですね、そのことについては、色々、今、御説明があって、佐藤委員からこの説明の中で今後、どうなるべきか、どうすべきな

のとかっていうの、また書き込まれないと変ですというお話あったので、それを事務局にお返しして、1回検討しなさいということを命じたところですので。

○佐藤委員

命じた。

○須藤委員長

命じた。だって、分からなきゃ分からないでいいんですよ。だって、あなたが、その意見出したんだから、私は、この分からないところは、事務局で考えてくださいということを申し上げてる。我々が知っているのは、(平成)19年以降ですからね。

○佐藤委員

そうですね。

○須藤委員長

そうなんです。

○佐藤委員

いや、でも、田村先生はね、その前から。

○須藤委員長

田村先生は御存じ。田村先生と岡田先生かな。お二人は、昔のことも御存じなんですよ。でも、昔たって、さっきの平成ひと桁じゃないですよ。 (平成)14年ぐらいからですよ。その前、5年間ぐらいと私理解してます。

○佐藤委員

その前の戦いがそうだったんですよ。実際は。

○須藤委員長

そうですね。

○佐藤委員

私も何回か、「ぶっ殺すからな」なんて言われています。

○須藤委員長

そのものは知らないよね。2人ともやられたわけじゃないよね。そこはね。

○岡田委員

落ち着いてからです。

○須藤委員長

それは話を聞いた。話は、私もどっかで聞いたような気はしますが。

○佐藤委員

そういうふうな根っこがあったのを自慢するわけじゃないですよ。だから、それから流れで来て、今、なんでやってるんですかっていうことを。

○須藤委員長

それは分かりました。分かりましたけども、この問題をここで色々掘り返して、もう一回やり直すよりは、この議題はこの議題として済ませて、次の議題がそれに多少関わる議題だと思いますので。

○佐藤委員

そうですね。はい。お願いします。

○須藤委員長

この議題は、まずは今のところ、修文するかどうかは事務局とよく相談してですね、最後の結論の部分の所ですよね四角二番目のところは、これ以上、書き込むっていうのは、今後、将来、目指して検討するとか、そういう文章になるんだと思いますけど。

○佐藤委員

検討をたす・・・

○須藤委員長

そうです。私としてはそういうぐらいのところで留めておきたいと思います。分からないことは。それなので、まずは1回目の第1の議題はこの辺で留めさせていただきます。議事をあと読んで。はい。どうぞ井上先生。

○井上委員

はい。先ほどの岡田先生の御質問と調査のお答えの所のちょっと補足になるのかなと思うんですけども。

○須藤委員長

どうぞ。

○井上委員

この資料1の92ページ辺りに最近の地中温度の年4回の測定、深度別の結果が載っていると思うん

ですけど、それで、例えばNo.3、非常に変動が大きい井戸ですね。

よくこれ、ちょっと前に書いてきたことあって、ものすごく、この井戸は水面下でも季節変動が出る井戸で、夏になると温度がグッと上がって、冬になると下がるっていう傾向なんですよ。

今、先ほど話題に出た、この資料2の図2-56ですか。そちらのほうのデータの取り方っていうのは、管頭下から5mより深い所の水面下の最高温度を取るっていうやり方なので、夏は、No.3なんかだと夏の一番高いところを拾っているっていう感じで、冬になると同じ点でもグッと下がってしまって、多分、冬るときには、別の所の温度を拾っているということになると思うんですよ。

そうすると結局、季節変動があるっていうことを理解して評価していけばいいと思うんですけども、ちょっと、どういうデータの出し方をしたら良いのかっていうのは、もう少し検討されたほうが良いんじゃないかなっていうことが、ちょっと補足のお話で。

こちらの資料2のほうのまとめで書かれている内容は、あまりその影響のない井戸でのお話なので、こちらの記載は、このとおりで、特に問題ないと思うんですけど、ここで一番左下のほうに除外したっていう井戸の所ですね。

評価から除外してんだけど、データを出されていて、それでどうなのっていう話になったときに、多分、それ、季節変動ですっていう説明をされれば、長いトレンドで見れば下がってきているっていうのは間違いはないんですけど、かなり季節変動が出やすいものと、別の場所だと全然出ない所が、水面下でも起きているっていうところだと思いますので、その辺、今後の評価の参考にさせていただければというふうに思います。

○須藤委員長

室長、今の部分は、先ほどの方に付け加えておいてください。まだあるんですか。どうぞ。

○佐藤委員

まだあります。2分で終わります。

○須藤委員長

はい。

○佐藤委員

1分30秒くらいで終わります。ずっと前から場外の水のことを注目していました。荒川が湛水するとね、湛水するとその穴からビョーッと出るんですよ。稲作に応じて水貯めるとね、そこからビョーッと出る。そんで温度測ったらば、荒川本流の温度は、あれは夏の間、渇水期だったですけども、27~28℃ですね、川の温度。

○須藤委員長

荒川はね。

○佐藤委員

それでそこから穴から出てくるのはね、15～16℃ですね。それで竹対の若い人たちには、こいつちゃんと見たほうがいいぞっていうのは、話はしてたんですよ。それでそれは電気伝導度も、600くらい、いったりしてましたので、普通の水じゃねえぞ、こいつというふうな言い方。

そういうふうなのを経年というか、ずっと見ていくことによって、竹の内のね、水盆地形というか、そういうようなのが、まだ明らかになってないって、さっき、井上先生から、No.3 って温度の変化、なんなの、こいつはっていうお話出ましたけども、そこも全く同じですね。あの荒川の水位に応じて、多くなったり小さくなったりしながら、温度は一定だって。地下水の温度ですね。

○須藤委員長

地下水の温度。

○佐藤委員

そういうことを見ていって、こういうふうな流れなんですよねというようなのは、ぜひ、田村先生に後で解析して教えていただきたいと。それから、もう一つ。1分過ぎたね。今、荒川の堰、改修していて泥を投げています。それで堰の下にね、貝殻の貝の化石を含んだ砂岩の露頭があります。それは、ずっと見ていたんだけど、この頃砂で埋まって、ちょっと見られなくなった。今、出ました。そいつも、もう一回見なきゃならないなって。そこをちょっと堀を掘ってね、それで水ためて、電気伝導度測れば、やっぱり600や、そこらいくわけですよ。高さからして、こんなとこまで来るのかよって思うんだけど、それは、随分、前から注目してたところなんで、そういうふうなのをやっていたら、一つ一つ、潰していただくということも一番大切なんだろうなって思っておりますので、ひんしゆくを覚悟で、申し上げます。

○須藤委員長

はい。わかりました。それじゃ、今の質問も付け加えておきますので、検討の議題とさせていただきます。

○角屋室長

はい。わかりました。

○須藤委員長

それでは、①の議題はこの程度にさせていただいて。2番目の審議事項。村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会の所掌事務についてということで、前回、いろいろ議論されてるんですね。所掌事務をどういうふうに検討するか、これを追加するというのが前回の大体議論だと思いますが、どうぞ、それでは御説明ください。

○角屋室長

はい。それでは、次にですね、審議事項の②ということになります。評議委員会の所掌事務について御説明いたします。使用する資料については、資料4という右肩についての資料一枚ものでございま

す。御覧いただきたいと思います。

まず、始めに一番上「1.これまでの経過」でございます。本年7月11日に開催しました前回の評価委員会におきまして、最終処分場の隣接地に設置されている焼却施設の撤去に向けた行政代執行について、報告をいたしましたところ、焼却施設の撤去もこの評価委員会での審議事項とすべきではないかという御意見が出されまして、本日の評価委員会で所掌事務について審議することにしておりました。

まず、改めまして、先ほどから色々議論があるところではございますが、平成19年7月に制定されたこの評価委員会の設置根拠となります評価委員会条例をここにちょっと記載させていただいております。2枚目に条例本体を付けてあります。

資料のですね、「2.評価委員会条例における設置目的と県の考え方」の項目の、その下「(1)評価委員会の設置目的」を御覧願います。評価委員会の条例の第1条の設置目的の部分の一部抜粋をしておりますけれども、「第1条 知事の諮問に応じ、最終処分場の周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査の方法及びその調査結果の評価に関し調査審議するため、評価委員会を置く」と、いう規定になってございます。条例の規定では、処分場の周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査、いわゆるモニタリングの方法とその調査結果の評価のふたつの項目について審議することとなっております。このため、この評価委員会では、モニタリング方法とそのモニタリング結果の評価について、御審議いただき、県からの諮問に対する答申をいただいております。県では、その答申内容を踏まえまして、モニタリング方法ですとか、あるいは支障除去事業の実施を判断してきたという経緯がございます。

次に、その下の(2)でございます。焼却施設への評価委員会の関与に対する県の考え方についてでございますが、焼却施設については、以前から撤去要望が出されておりました、周辺住民の方々の関心が高かったことから、県としても対処することといたしまして、焼却施設の老朽化等調査の結果を本年1月の評価委員会で御報告させていただいた経緯がございます。また、本年7月に開催しました前回の評価委員会では、同様の考えで、焼却施設に関する措置命令の発出と今後の予定などを報告させていただいたところでございます。今回、焼却施設に対して、評価委員会がどのように関与すべきかとの問題提起がなされましたが、県といたしましては、今御説明しました、その上の「(1)評価委員会の設置目的の考え方」のとおり委員の皆様方には条例に基づく所掌事務の範囲内で引き続き、御審議をいただければと考えてございます。なお、焼却施設につきましては、今後も最新の状況等を評価委員会の皆様に御報告しながら、県が責任をもって、解体工事を着実に進めて参りたいと考えておるところでございます。私の方からの説明は以上でございます。

○須藤委員長

はい。所掌事務ってここに書いてある、このかっこ書き、設置というところが重要になるんですね。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

前と違うのは調査の方法と、その調査結果の評価っていうのが軸として加わったという理解でいいの？

○角屋室長

これがこれまでの条例の内容の確認です。

○須藤委員長

確認？これ、だって内容は、文章は変わってないでしょ？

○角屋室長

はい、変わってございません。

○佐藤委員

条例だから変えらんねえべ、ここでは。

○角屋室長

はい。そうです。

○須藤委員長

変えらんないよね。これが含まれてるってことをあなたが言いたい。

○佐藤委員

議会にかかんないと駄目っていうことです。

○須藤委員長

そうだよね、議会にかかんないと条例は変えられないですから。

○佐藤委員

だから、議会に、こういう状況なんだけど、我々の仕事は終わったからって、お返しするのが本筋だろうというふうに思うわけですね、委員の1人として。

○須藤委員長

そうですか。それで、説明そこまででいいの？

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

それでは、委員の先生方、何かこれについて、今の説明でいいですか。まあ、要するに、なんと云ったらいんですか、所掌事務の中に、これから議論するものは、結果としては含まれてるんですよって言うことを言ってるわけね。それは言わないんですね？

○角屋室長

焼却施設については、処分場と全く関係ないわけではないので、その今後撤去の作業をしますので、その状況については、審議事項ではなくて報告事項として、先生方に御報告、御説明をさしていただきたいということでございます。

○須藤委員長

専門家だからね。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

焼却炉のね。そういうことなんですか？

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

それでいいですか先生方。今の委員会で事務局は、次の議題のところで、議題というか話題のところで、撤去の仕方とか問題点をお話しして、我々にそれを理解してと言うわけですね、これから。

○角屋室長

説明させていただいて。

○須藤委員長

そういうことですね。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

でも、審議事項ではないんだね？

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

分かりました。いいかな？稲森先生いい，それで？

○稲森委員

質問ではないですが，撤去のことで確認させていただきます。先頃の『週刊新潮』やネット上でも話題になっている点です。ここの焼却施設そのものの撤去っていうのは，現在の評価対象としている場の水質とかとは全く関わりのない場所と考えてよろしいでしょうか。

○須藤委員長

関わらない場所ですよ。

○稲森委員

関わらないことでよろしいですね。

○須藤委員長

はい。

○稲森委員

撤去工事することによって，評価対象の場に影響があるとか，ないということによろしいですね。

○角屋室長

工事中はそうですね。

○稲森委員

それを，ないような方向で行ってもらえれば，問題ありません。

○須藤委員長

我々がやってる守備範囲ではないんで。

○稲森委員

だけど，埋立処分場の中にあるわけですから，やっぱし全然関係ないわけではないように思いますが，この点は可能な限りわかるようにしていただければと思います。

○佐藤委員

すいません。

○須藤委員長

どうぞ。

○佐藤委員

あのね、今、委員長、守備範囲じゃないとおっしゃったんだけど。実は100パーセント守備範囲で、そこでできたダイオキシンを合成する炉だったんですね、あの炉は。バッチ炉で、非常に原始的なやつで、ダイオキシンの合成炉です。竹の内の付属のダイオキシン合成炉で、その灰がみんな竹の内に入ってるんすよ、これは。まだめっかってない、一部では出てたっていうだけの話で、灰はよそに持ってったのは1台くらいしか、私たち知りません、それは。あの、生焼けのね、それこそ本当に、私たちはずうっとダイオキシンの巣だっ巣だっって言ってましたけども。本当の生焼けの持ってって、ぼんぼん一番下まで入れたんですよ。だから、それは我々知らねえよなって、そんな。守備範囲でねえよなっていうようなことを言われたらば、これは誰の守備範囲なんですか。

○須藤委員長

稲森先生、要するに今の先生の御質問は、守備範囲外だつてとこまでは理解したよね？そこはいいよね、敷地外だから、ね？けども、佐藤委員のほうからは、そこに埋める物はそこから出てきたんだよって言っているわけだ。

○佐藤委員

100パーセントですよ。

○須藤委員長

だから、関係があるんだと、言いたいわけだ。

○佐藤委員

いやいやいやいや、地元ではその連中がやってる焼却炉ですからね、それは、間違えないでください。

○須藤委員長

それはそうなんだけどさ。今の我々の仕事っていうのは、あの、この絵に描いてある、あそこの中だけだよ。

○佐藤委員

いや、だけど、あん中から焼却灰由来のダイオキシンが出てるわけだから。それは関係ないっていうのはおかしい。

○須藤委員長

ダイオキシンは、焼却炉の位置を示して加藤さん。

○加藤技師

焼却炉はこの位置になります。

○須藤委員長

それに描いてある？ 描いてない？ その辺だね，外側だよ。そこに今，問題にしているのがあるわけ？

○加藤技師

はい。

○角屋室長

次に説明させていただく，この資料5のちょうど下に，その，出てございますので。

○須藤委員長

じゃあ，我々のこの委員会の所掌の範囲の場所ではないことは事実ですね？ここは，だって，あれに入っていない訳だから。その次のまで，じゃあ，報告受けましょうか。まあ，いい悪いの問題じゃなくて。まずは，我々の所掌事務ではないと。我々って，この評価委員会の所掌事務ではないと，焼却炉はね。けども，佐藤委員はあそこ中にある廃棄物はみんなこっからいったんだというから。そう，因果関係いったら，そしたら，我々他の焼却炉だってみんなそうなんだけど。どっかから来たんだから，みんなそこまで入るかって言われるようなことも起こるわけだからね。とりあえずは今は，すぐにどうこう。

○稲森委員

福島県の環境影響評価審査会で，審査している廃棄物埋立処分場とかでは，廃棄物として入ってくるものに対して，今，放射能を含有するものがあります。放射能が8000ベクレル以下であることを確認しない限り入れないという，すなわち，証明書を出させない限り，入れたらいけなとか行っております。事業所は数多くあるわけですから，そこからトラックで持って来た場合，証明書を出させるようにしないと駄目で受入ないということは，事業者にも全部，証明書出させるということが本来の姿といえます。この現場の場合，事情が異なりますがこのような点には留意しておくべきと思います。

○須藤委員長

よその県はそうなんだけど。

○稲森委員

この現場の実情は理解しておりますが，トラックで持って来てこの施設に運ぶに当たってあるべき姿の適正な方策としてコメントいたしました。

○須藤委員長

トラックでもって運ぶだけで・・・

○稲森委員

埋め立て処分場における対応方策の点においては内容的には同じと思います。この現場の場合は特殊な事情があり問題が生じているわけですが、これからの埋め立て処分場の考え方をお示しいたしました。

○須藤委員長

そこは、さっきの不法投棄なんだよ。

○稲森委員

その点は理解しております。過去に問題があったことから現在、御苦労が続いていると思います。適切な改善が必要と思います。

○須藤委員長

はい。

○稲森委員

現在、ここから有害物質が廃棄されているわけではないと思いますが、そうだとすると、この施設対応を切り離して行うなどにおいても安全対策を確実に行うようにできればよろしいと思います。

○須藤委員長

いや、だからいいんですよ。一応、佐藤委員は地元いらっしゃるから、ああいう発言をされてるんだけど。

○佐藤委員

いや、同じ玄関から入ってきてね。ああ、また竹の内に入ったって、カウントしてた訳ですよ、我々は、何台目、何台目、何台目って。

○須藤委員長

そうですね。

○佐藤委員

それで、中に入ってってねえ、焼却炉に登ってか、捨て場に行くか、そこで分かれてたわけで。それで、別だって言うのはね、宮城県がね、ダイオキシン出たしまったどうすんべって、逃げよう、逃げようって。これは見え見えだねこいつは。そんなものを「うん」なんて言うんだったら、大変お世話になりましたって、私は出るしかしょうがなくなってしまうよ。これ2回目ですよ？委

員長，こんなの混ざってないって，私は裁判あの弁護士のころ行きますって言うのは二回目だ。言い逃れ。

○須藤委員長

分かりました。

○細見副委員長

じゃあ一つ。

○須藤委員長

じゃあ，どうぞ，細見先生。

○細見副委員長

この次のページ，このグラフで見ても分かるように，これはこの赤の枠の上流部に相当するんですか？

○須藤委員長

そうですね。

○細見副委員長

ということは，ここの焼却施設の撤去の際にですね。上流と下流という意味では，非常に密接な関係が私はあると思いますけど。だからといって，条例で言っている，最終処分場と言っている所が，この緑の所は含まないと。しかし，赤の環境を考えると，撤去工事をやる際に，全く何の影響もなければ，私は赤は赤で良いと思いますけど。上流部によって，それが，粉じんとかが飛んで，あるいは雨で流されて，赤のほうに行くということであればですね。赤の環境を考える上で，赤の区域については，この最終処分場の区域のこの環境調査，影響を考える上で，やっぱり関連するんじゃないかと私は思いますけど。

○須藤委員長

関連するんじゃないかと，そうでしょうね。

○細見副委員長

ただ，条例でこういうふう決められている場合に，どう理解していいか，どうか分かりませんが。例えば，余計なこと言っちゃいけません，あおり運転のあれだって，運転中かどうか，あんなところにまでいってしまうので。しかし，一般的に，直感的に見ると，これ隣接してるし，もともと汚染源だったことも，一部，あの，佐藤委員の言われこともそうだと思いますので。全く関係ないというふうに言い切れないんじゃないかという気はするんです。これ，一般の人は感じた時にですね。

○須藤委員長

それで、外の人も県民だってそうだと思いますがね。我々がこういう専門家がいてね、我々が全く関係ないから、そこは全然無関心ですというわけにはいかないでしょうな、それは。世の常識から考えてもね。そんなんなので、先生おっしゃるようなとこなんだけども。これは守備範囲としてね、このやり方がいいの悪いのって論じることが、まあ、なくていいんじゃないですかね。影響する範囲だっていうことは、先生言われるとおりでいいんだけどさ。

○稲森委員

須藤先生、私はちゃんと問題ないというような工法であればいいと言っているわけです。細見先生からも意見がありましたと思います。

○細見副委員長

そうは言っていない。

○稲森委員

言っていないの。そうでもないの。

○細見副委員長

そうでもない。

○稲森委員

私は、適正な工法であれば全然問題ないと思います。

○須藤委員長

ここに対してね、廃棄物に対してね、処分場内にね。

○稲森委員

工法が適正であれば問題ないと私は思います。工事をするとき問題が絶対起こらない対応方法で、パーフェクトにやられるっていうのであったら影響ないというふうに思います。

○須藤委員長

影響あるかないかを決めるのも大変だよな。それは。水も流れるわけだし。

○佐藤委員

はい。

○須藤委員長

どうぞ。

○佐藤委員

1カ所ね、H16-5 だか燃焼由来のダイオキシン出てるよなっていうような話でしょ？1カ所だけ見つかって、他はまだ見つかってねえんじゃないかっていう、一番下、入れてましからね連中は。だから、調査がまだ不十分なんだっていうふうに思っとるわけですよ。もう少し穴掘ったらね、あらら、いっぱい出てきたぞ、これは焼却炉だよなあっていうようなことになるんじゃないですか。私ら宮城県が掘った穴っていうのを、みんな信用してるわけじゃない。

○須藤委員長

佐藤委員の話をとったとしてもね。過去に捨てられてる物なんだから、今のそこで、焼却炉をいかにしていいかどうかというのは別問題だね。論理からしたら、それは。過去の話なんですから、そこは。もし、あったとしても。そうでしょ？だから、我々はお話を聞きましょうというのを、これから言ってるわけですよ。

○佐藤委員

いま先生に巻き込まれそうになってんだけど。過去の話だけど、我々に影響してるんですよ。

○須藤委員長

それは分かっています。分かっているから言ってるんですよ。

○佐藤委員

だから、過去の話ではない。今の話です。

○須藤委員長

だから、全くね、これを無関心で、通り過ぎすようなものではないから。だから、これから話を聞こうって言ってるわけです。

○佐藤委員

だったらいいです。

○須藤委員長

そういうことです。

○佐藤委員

どうすんの？って。

○須藤委員長

だから、これから聞きましょう。そうしないと話が進まないこれで。稲森先生、細見先生、いいで

すか、それで？だから、ここを、焼却炉を廃棄物の処分場と同等の位置付けのモニタリングをやるという意味ではないよと。いいですね？ それから、工事についていい悪いのっていうことを、意見は言うかもしれないけど。我々が決議することではないんですよ。いいですか。じゃあ、そういうことで、お願いいたします。

○角屋室長

はい、じゃあ、御説明させていただきます。

それでは、あの資料5の横長の資料を御覧いただきたいと思います。

焼却施設の撤去につきましては、7月のこの評価委員会でもお配りいたしました。県が代執行によって焼却施設を撤去することを決定いたしまして、これまで撤去作業の実施設を検討してまいりました。その概要がまとまりましたので、委員の皆様にご報告させていただきたいと考えてございます。

それでは、1ページ、資料1ページの左側を御覧願います。こちらの方に目次を記載しております。

1.の焼却施設の概要から、9番まで順を追ってこれから御説明させていただきます。

1ページの右側でございます。先ほども議論あったところではございますが、1.焼却解体撤去施設の概要というところですが、今回、解体撤去を行う施設は、(1)の焼却施設の1号炉と(2)の焼却施設の2号炉、そして(3)のその他関連施設の3項目となります。3項目については、関連施設については、ちょっと御説明いたします。その下の図の緑色で着色した部分が、これらの施設の撤去工事の施行範囲ということになります。

次に2ページ目をお開き願います。2.遵守する関係法令等ですが、解体作業の実施にあたりましては、遵守すべき関係法令等を記載しております。

今回の工事にあたりましては、周辺地域の方々や、あるいは工事を行う方々に、ダイオキシン類やアスベストなどの悪影響が生じないように、さまざまな労働、環境関係の法令を遵守して実施いたします。

次、3ページ目をお開きください。3番といたしまして、解体撤去施設の配置図となります。

今回撤去する施設は、ちょうど資料、丸で丸書きで施設書いてありますが、①と②が焼却炉本体ということになりますが、それ以外に各々番号を振っておりますが、ここの写真に出ている、⑩の金属容器・小屋までの、この当時の事業者が設置したものすべてを撤去する、ということでございます。これにあわせて、敷地内の電柱なども撤去する予定としております。

4ページ目をお開き願います。こちらのほうには、4.焼却施設老朽化などの調査結果がございますが、これにつきましてはですね、昨年10月に実施したものでございまして、今年1月ですね、評価委員会に関連があるということで、あらかじめ皆様にご報告した内容を改めてここに記載してございます。

そのおさらいの意味で、その調査結果でございますが、資料の右上の方に、(1)焼却施設本体の汚染状況の調査結果の表のとおりでございます。特別管理廃棄物相当のダイオキシン類やカドミウムなどが検出された分は、赤く着色してござます。また、老朽化調査によって、腐食が著しい箇所には焼却炉の図面上に水色で着色をしておるものでございます。

また、今回アスベストについても調査してございまして、設計図面ですとか、書類を精査の上、本年9月に専門の事業者にご現地調査をしていただきまして、使用されている可能性のある4箇所から検

査するため検体を3つずつ採取いたしました。その結果については、ちょうど真ん中あたりに表で書いてます、(2) アスベスト含有状況の調査結果という表にまとめてございますが、例えば、図面上に赤い丸の印でお示したところが、1号炉の煙道部分ですが、図面上記載されているそれぞれの場所から、検査用の試料を採取しましたが、いずれの場所からもアスベストは検出されてございません。

次に5ページ目をお開き願います。5ページ目は、5. その他関連施設の汚染状況の調査結果です。この調査も昨年10月に実施いたしまして、こちら本年1月の評価委員会で報告しておりますが、写真の④の焼却灰保管庫と写真の⑨と⑩の浄化水槽の中にあつた堆積物と雨水、雨の水を検査してございます。その結果は、資料の右下の表にとりまとめておりますが、ダイオキシン類やカドミウムなどは、基準を超過しているところはございませんでした。

次に6ページをお開き願います。6ページは、6-1 解体撤去工事の概要でございますが、ここから今回の解体撤去の具体的な作業手順について御説明したいと思っております。

作業手順は、ここの資料の左側に沿いまして、ステップ[1]からステップ[5]の、5つの作業工程に分かれておりまして、その概要は、ここの6ページと7ページに記載しておりますので、順に御説明いたします。

まず、ステップ[1]でございます。[1]として、周辺環境調査を行います。解体撤去工事の前の、工事前の大気中のダイオキシン類濃度とアスベストの調査を行うことによりまして、解体工事をする前の周辺環境の状況を把握しておきます。その上で解体工事後に同様の環境調査を行い、ダイオキシン類などの飛散がなかったかどうかを比較するために、あらかじめ行っておくものでございます。この調査は、工事範囲境界に加えまして、その比較のために敷地の外の地点でも行なうことを想定してございます。また、同時に工事範囲境界地点での騒音レベルと振動レベルを測定いたします。これは、解体工事中の騒音と振動レベルの測定値算出には、工事による車両や機械などが入る前の状態での測定値がないと正確なレベル値が算出できないために行うものでございます。

次にその下の2. 作業場所の区画密閉養生でございますが、焼却施設全体、つまり、炉本体や煙突、スクラバーなどを含む区域は、汚染作業区域となりますので、ダイオキシン類等の汚染物が周辺環境に飛散しないよう重点的に管理を行う、管理区域として設定いたします。

ダイオキシン類等が作業場所から飛散しないよう足場を組んで、シート養生を行いまして、区画密閉養生いたします。6ページの右上の二つの図面が焼却施設とその付帯設備を区画密閉養生した図面ですが、ちょうど緑の部分の囲いがそのイメージとなります。

次に3. 集じん設備の設置ですが、区画密閉された中での撤去作業となりますが、作業区域内から外部への排気は集じん設備を設置の上、ろ過材を通して行いダイオキシン類等が外部に流出しないようにいたします。また、炉内の付着分の除去工事中は、ダイオキシン類等が外部に流出しないように、区画内を連続時に負圧、つまり気圧を低くして外部へ空気が流出しないように管理いたします。粉塵の発生が多い時には、必要に応じて局所的な集じんを行います。

次に4. 仮設濁水処理施設の設置ですが、焼却施設の解体工事に入る前に、焼却炉内などに付着しているダイオキシン類等の汚染物の除去処理を行います。付着物は、高圧洗浄機を用いた高圧ジェット水によって除去いたしますが、洗浄排水が出ますので、仮設濁水処理施設を設置し、除去した固形物はフィルター等で取り除いて分別保管します。また、排出水は、循環利用するため場外には出しません。最終的に、再利用されない洗浄排水はすべて適切に廃棄物処理をいたします。

次にステップ[2]となりますが、施設を解体する前に、施設等に付着しているダイオキシン類等の除去を行います。焼却炉内等に付着している汚染物は、いま御説明したように、高圧洗浄機を用いた高圧ジェット水より除去いたします。高圧洗浄機は、コンクリートなども剥がすできる威力がございまして、非常に危険ですので、作業される方は、この6ページの左側の写真の様に耐水性の科学防護服などを着用して作業行っております。付着物除去作業で生じる洗浄排水が、区画密閉養生された管理区域から流出しないよう、必要に応じて土間コンクリートですとか、流出防止堤等を設置しまして、外部に流出しないように管理します。付着物の除去作業が終了した後は、除去の状況(確認)を入念に行い、写真撮影等によりその結果を保存しておきます。

次に7ページをお開き願います。ステップ[3]となりますが、焼却施設とその付帯施設の解体撤去工事は区画密閉養生された管理区域内で行います。付着物等の汚染の除去が十分に実施してきた場所と、構造上、付着物の除去が困難であった場所とでは、その解体方法について異なる手法を用います。いずれにしても、ここに記載の②の厚生労働省のダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づいて汚染除去の状況において、適切な解体方法を選択して実施いたします。基礎部分も含めてすべて解体撤去を行います。解体工事中は③に記載のとおり、粉塵等が飛散しないように散水しながら工事を行います。工事を行う方への配慮といたしまして、十分な換気を行います。外部への排気については集じん設備による各種フィルターのろ過材を通して行い、外部にダイオキシン類等が流出しないように対応いたします。

解体撤去工事中は、④に記載のとおり周辺の大気中のヘダイオキシン類やアスベストの飛散がないかどうか、工事範囲境界付近と比較のための敷地の外の地点とで調査を行います。また、工事によって発生します騒音や振動のレベルが環境保全目標を超えていないかどうかを調査し確認いたします。更に周辺の浄化水槽や小屋、タンク、擁壁、場内道路などは、基礎部分があるものも含めて適切に解体撤去いたします。

なお、7ページの右側の点線で囲まれた部分には、参考といたしまして、作業を行う方々の環境のための調査計画を掲載してございます。作業する方々は、防護服を着用して作業をいたしますが、随時、周辺環境の大気中のダイオキシン類や粉塵等を測定調査しながら工事を進めてまいります。

次にステップ[4]となります。1. 解体廃棄物等の確認でございます。解体工事によって発生する解体廃棄物や仮設濁水処理施設から排出される処理水や汚泥はダイオキシン類等を測定しまして、特別管理産業廃棄物相当のものかどうか検査を行います。その結果によって、適正に産業廃棄物として処理いたします。

次に、2. 解体廃棄物等の保管・処理でございますが、本工事中に発生する廃棄物の仮置き場を設置し、廃棄物処理を行うまで適正に管理いたします。保管にあたっては、種類や汚染のレベルに応じて分別し、周囲に囲いを設けて地下浸透や飛散流出しないように保管いたします。また、本体工事で発生しました廃棄物は廃棄物処理法に基づきまして、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物ごとに処分いたします。

次に、ステップ[5]となります。まずは、1. 周辺環境調査ですが、解体撤去工事の終了後に、周辺環境に影響が及んでないかの最終確認をするため、周辺環境調査を実施いたします。

8ページの資料を御覧いただきたいと思います。7. 周辺環境等の調査計画の位置図というものを掲載してございます。これはダイオキシン類やアスベストが大気中に飛散していないかどうか、解体工

事前や解体工事中と同様に工事範囲境界付近と、比較のための敷地の外の地点とで調査を行います。黄色い丸印で記載した地点が工事範囲境界付近の調査予定地点です。更に、土壌中のダイオキシン類やカドミウム等の飛散がないかを調査しますが、解体撤去工事が始まる前に、竹の内地区と関連のない場所の土壌を用意いたしまして、対照土といたします。この対照土は、解体撤去工事が始まる前に、あらかじめダイオキシン類やカドミウム等の調査を行っておきまして、そのレベルを確認した上で、解体撤去後にも同様の調査を行うことによりまして、工事による飛散がなかったかをチェックするものでございます。

この資料では、青い星印で記載している地点には対照土を置いておきまして、解体撤去工事終了後に土壌調査を行う予定の地点となります。青い線の丸印で記載している地点は、敷地内の土壌検査を行う予定の地点となります。焼却施設の基礎部分があった場所についても、基礎部分の撤去後に土壌調査を行うことにしております。

次に9ページを御覧ください。資料の左側には、8. 工事期間中の環境配慮及び周辺環境調査計画を記載してございます。

(1) 環境保全目標では、工事期間中は周辺環境に影響を及ぼすことのないよう環境保全目標を設定し、解体工事前と解体工事中、そして解体工事後に環境調査を実施して、それぞれの基準値を超過していないかをチェックいたします。

その下の、(2) 周辺環境調査計画では、周辺環境の調査項目と調査場所等を記載してございます。大気質や土壌、騒音などの調査項目を資料8ページの位置図に記載されている場所で各調査を実施する予定でございます。

また、7ページに戻っていただきまして、ステップ[5]の一番下の2. 整地工事でございますが、撤去工事が終了し、解体廃棄物を処分先に搬出した後は、その跡地は、現況の高さに復元して整地いたします。以上が、解体撤去工事及び周辺環境調査の概要です。

一番最後になりますが、9ページの右側を御覧ください。9ページの右側でございます。

9. 解体撤去工事の標準工事工程となりますが、来年度2019年度に入りましたら、実際の解体撤去工事の発注を行いまして、工事業者を決定しまして、だいたい今のところ夏頃には、工事に着手し、概ね8ヶ月程度の工期を見込んでおりますので、翌年の2月末までには、工事を終了させたいと考えてございます。なお、この工程表は、先程、解体撤去工事の作業工程で御説明しました、ステップ[1]からステップ[5]までの各工程ごとのおおよその期間を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上で、焼却施設の撤去に係る実施計画についての御説明を終わります。

○須藤委員長

ありがとうございました。ということは、工事の終了は・・・

○角屋室長

再来年の年度末ということで、2月ないし3月までには終わらせたいと考えています。

○須藤委員長

そうか、2月までに終わっちゃうんだ。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

別にそれが寂しいわけじゃないですよ。2月までに終わるのね。はいわかりました。ということで、皆さんでなんかお気付きの点、意見があったら。それは先ほどのような意味での資料っていうか、報告でございますので、先生方の意見、全て取り入れてという意味ではございませんので。意見があればどうぞ、どなたでも結構でございます、おっしゃってください。あるいは御質問でも結構です。ここが分からないというような部分でもいいですし。

○田村委員

ちょっと、じゃあ質問を。

○須藤委員長

じゃあ、田村先生。

○田村委員

周辺地区でのいろいろな調査もと説明いただきました。周辺地区の例として、8ページの地図に印が付いている所が、これが周辺地区の観測地点と言うことですか。

○須藤委員長

それでいいですか、田村先生の御質問は理解できた？

○建入技術補佐

はい。

○田村委員

これで、多分と、ほぼ十分とお考えになってからこれを周辺地区の観測地点とされたんでしょうけれども、この、なんていいましょう、根拠、周辺地帯のこの緑色の線の中に、だけで取らなければいけない、あるいはそれで十分か、そこんところをちょっと。

○須藤委員長

なぜ、ここでとってるかっちゃうことですね。

○田村委員

そうです。

○須藤委員長

補佐，どうぞ。

○建入技術補佐

はい。周辺環境の調査ですけれども，焼却炉の基礎およびその付帯設備に関しましては，図のですね，焼却施設の周りに赤い線で囲ってあります所は基礎がございまして。実は，基礎があるので今まで基礎の上にあった物に関しましては汚染があった物がありまして，（平成）16年に調査をしております。撤去をしております。基礎の下に関しましては，もちろんできておりませんので，終わりました時にはやるというようなことを考えてございます。

実は，（平成）16年当時にいろいろ問題がありまして。この周辺環境，一応，調査している部分がございますですね。一応，この焼却施設の基礎の上の物と，それから周辺の一部斜面の土とかに関しましては調査が終わっております。そこには基礎の上にあった残置物に関しましては汚染がありましたので，ダイオキシンとかカドミウム，鉛に関しまして，ありましたので撤去されておりますけれども。斜面の土壌に関しましては特段，環境基準を超えるような値がなかったものですから。この周辺といいますのは特段，これ以上は考えてございません。大気質とかに関しましては，この敷地の所以外でどこか別な。想定としては役場さんとかの別な場所をお借りできれば，そちらのほうの状況も比較対象として測りながらという形で，ダイオキシンやアスベストに関しましては大気質を見たいと考えておりますが。騒音・振動に関しましては，ここには丸，黄色い丸で記載しております。実際に工事をしている周りの敷地境界で考えているというところでございます。

それから，この図面で付帯設備，別に焼却施設本体ではないんですが，別な付帯設備がございます，浄化水槽とか金属容器とか灰の保管庫とか，いろいろございますけれども。こちらのほうに関しましては一度，浄化水槽と灰の保管庫に関しましては，この前，一度調査を実施しております。先ほどでました，周辺環境の調査のところ去年やっております，雨水と，それから汚泥に関しましてのダイオキシン類とかカドミウム，鉛に関しまして調査しております，検出されていないということから，通常の工事をする予定でございます。ただ，解体してる途中で何かまた新しい物があるとか，そういったような状況がありましたら，調査地点はこれ完全に確定ではなくてですね，状況に応じて増やすつもりではおりますので，ちょっとあの付帯設備の所で全部に付けているわけではないんですけども，土壌の検査とかですね，その辺に関しましては，状況を見ながら増やすことも検討をしたいと思っております。

このような形でよろしいでしょうか。

○須藤委員長

先生の御質問は・・・。

○田村委員

つまり，この範囲に限った根拠。

○須藤委員長

この範囲でいいんですかという御質問。

○建入技術補佐

はい。最終・・・。

○田村委員

根拠というのは平成16年ですか。

○建入技術補佐

はい。

○田村委員

そのときの調査のことから類推して、この範囲で十分と判断したということですね。

○建入技術補佐

はい。そうです。

○須藤委員長

事前の調査は出してくれてないけど、それがあってここだっていう。

○建入技術補佐

はい。

○田村委員

で、今までのことはそれでいいです。ですから、次は、この工事期間中のいろんな手当ては考えられますが、それについても、この範囲で全部トラップできるという、そういうお考えですね。

○建入技術補佐

そのように考えております。

○須藤委員長

コントロールはどこ取るの？さっき役場って言ったんですか。

○建入技術補佐

まだ決めておりませんが、役場さんのほうで硫化水素とか今も測らせていただいているので。

○須藤委員長

これ、コントロール取ったほうがいいよね。

○建入技術補佐

コントロールは取るつもりでおります。

○須藤委員長

さて、他に先生何か御質問ありませんか。

○佐藤委員

はい。

○須藤委員長

井上先生の次に、佐藤委員。

○井上委員

今の16年の調査っていうことで、それに関連しまして。範囲は、大体その範囲で絞り込まれたと。調査項目とかですね、その辺も事前調査でかなり絞り込まれてるっていう理解でよろしいんでしょうか。

○須藤委員長

項目。

○建入技術補佐

はい。そのとおりでございます。16年当時に、鉛、カドミウムだけではなくて、廃棄物の埋め立ての基準に準じまして、他の水銀とか六価クロムとか砒素とかセレンとか、ダイオキシンも含めてですね。この周辺にいろいろ問題がございまして撤去した部分もございましたので、調査をかけております。そのときに超過したのが、鉛とカドミウムとそれからダイオキシン類ということで調査をして既におりますので、項目はこれらの項目に絞っております。

○井上委員

あと、含有量ですとか、あるいは、基準項目じゃないかもしれませんが、全含有量とか、その辺は見られていますか。ちょっと気になるのは、例えば焼却灰をためてたような所で、鉛とかカドミウム、溶出はしてないようなんですけれども。場合によると、安定な形でかなり高い含有量で残ってるようなおそれもあるのかなと思うんですけれども。その辺についても一応、調査はされているんでしょうか。

○建入技術補佐

炉自体ということですか。

○須藤委員長

含有量。溶出試験じゃなくて含有量ということでしょ。

○細見副委員長

廃棄物だとやらない。

○建入技術補佐

すみません、私、手元に今持っている資料の中では溶出試験の結果しかなくてですね、含有まではしていない。

○井上委員

全面的に調べる必要はないと思うんですけども、例えば焼却灰とかをためたような所は一応、含有量を見ておかれたほうがいいと思います。それで、その値が低ければ、もうあとそんなに心配しなくていいと思うんですけども。含有量は高いけれども、安定な形で存在していて溶出しないということが起こり得ますので。ただ、水で溶出しないっていうだけで、少し酸とか混じるとばっと取れてくるような可能性もありますので。一応、その辺は見られておいたほうがいいのではないかと思います。

○建入技術補佐

分かりました、ありがとうございます。

○須藤委員長

じゃあ、佐藤委員にいきます、どうぞ。今の説明の御質問です。

○佐藤委員

はい。今のお話を聞いていてですね、平成16年当時に測りましたっていうので、カドミからかかんかかんかっぱい出てきて、問題視してました。それから今まで投げてたわけですよ。手付かずに置いていた。それで、その間に溶出して環境中に散らばったっていうことも考えられるし。それから、一番先に7本ボーリングをしたことがあります。そんなときに問題になったのが今言われた物質だったんですね。7本全部から出た。これは竹の内大変だっていうこととなったのが、その7本ボーリングで、それは、今おっしゃられたように焼却炉で、予め確認してた物質とイコールであったと。だから、これは焼却炉は竹の内と関係ねえべと言うんじゃないかと。これは構造的にそこに灰を捨てていたということとイコールになってくるんじゃないかなと。そんなことは関係ねえんだみたいなことはさっき、やめられたんですけども、言わねえほうがいいなあと思います。

それからね、本当に知ってるのは我々ではないこれは、私たちはやっぱり遠くから見てただけで、本当に知ってるのは地元の人たちとか地権者ね。そういう人たちが知ってるはずなので、その人たちに頭を低くして、こういうふうなのとね、聞き方すべきなんじゃねえかなって。それには、県庁の、13階にこもってたんでは駄目なんだよ、これは。現地に事務所があるんだから、あそこに行って寝泊

まりしながら、地元の人たちと一献酌み交わしながらね。その一献酌み交わすことねえだろうけど。そういうふうなやり方してかないと、絶対駄目だって、これじゃ。我々は皆さんとお話なんかしたくねえのさもう。だから、地権者の人たちをね、ぜひお話しをして、ここはこうだった、あそここうだったというようなことで、彼らの知識を生かすというか、知見を生かすというような方法でやってもらったらいいと思います。それが（平成）16年から今まで投げておいた罰だね、これは。何年投げてたんですか。その間、いろんなことを言ってましたよね、すぐやらない理由をね。いちいち思い出してもいいんだけど、そういうことなので、地元の知恵を何とか引き出すというふうな方法を考えたほうがいいと思います。

○角屋室長

その辺は、今後検討させていただきます。

○須藤委員長

はい、他の委員の先生御質問。どうぞ細見先生。

○佐藤委員

あれ？今、本当に、（平成）16年当時にダイオキシンだなんだ、いろいろ出てきたって言ったよね？それとイコールなんだよね、竹の内から出てるやつは。入ってる証拠になんだよ実は。だから関係ねえんだなんて、そんな、どんな顔して言うのっていうことですよ。

○須藤委員長

どうぞ、細見先生。

○細見副委員長

ちょっとあの、県のほうにこういう計画を出すときに、（平成）16年のデータは一体どうだったのかって、ちょっとよく分からない。

○佐藤委員

ああ。

○細見副委員長

だから、これでいいとか意見を言う前に、なんかこう、勘ぐるとデータ隠してるんじゃないかと思われてしまうので。今までこんなサンプリングで、どこでどのようにやったのか。この評価委員会で報告があったのか、ちょっとよく覚えていない。

○須藤委員長

いや、ないです。

○佐藤委員

まだ、できてない。

○細見副委員長

最初現地行った頃に見さしていただいたことは見さしていただいたと思うんですけど。

○須藤委員長

見に行っただけですよ？

○角屋室長

あの、(平成)16年度のそのいろいろデータとか、撤去のことにつきましては、各委員さんに配付すればよかったんですが。データの全部、県のホームページで公開させていただいておりますので。

○細見副委員長

公開しているから、それを見ろってということですか。

○角屋室長

いや。ですから。

○須藤委員長

見られるようにしているってことでしょう。

○角屋室長

はい。

○細見副委員長

あの、そういう姿勢はやっぱりまずいと思うよね。

○須藤委員長

見られるようにお送りしたらいいじゃない。

○角屋室長

はい。

○建入技術補佐

後日、お送りしたいと思います。

○細見副委員長

とか、事前に説明しに来るとか。全然、努力が私はやっぱり足りないと思いますよね。

○角屋室長

はい。失礼しました。

○細見副委員長

ちょっと私は、きょうの説明はすごく不満です。それと、やっぱ雨が降って。これそれから、建屋は全部上は覆うわけ。

○須藤委員長

工事の時。

○建入技術補佐

焼却炉ですか。炉の周りのことですか。

○細見副委員長

炉の周りも全て？

○建入技術補佐

はい、全て覆う計画でございます。

○細見副委員長

じゃあ、雨水は入らない？

○建入技術補佐

入りません。水も排出もしません。

○細見副委員長

え？

○建入技術補佐

雨水は入らないように養生いたします。

○角屋室長

ちょっと8ページですね、資料の8ページの下のほうに、区画養生範囲っていうところの、この、黒い線のところを囲うということでございます。

○細見副委員長

上もちゃんと囲うのね？

○建入技術補佐

はい。囲う予定です。

○細見副委員長

でも、ここで重機が入っていろいろするわけでしょ？

○角屋室長

はい。

○細見副委員長

その分が、ちゃんと確保されてるの？結構、重機をこの中で扱うというのは、それなりの大きさがないと。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

高さもね。

○細見副委員長

仮設テントっていうか。

○建入技術補佐

ここには模式図をお示しさせていただいただけなので、現実には入れるような形で区画の設定をいたしますので。

○細見副委員長

だから、そういう説明がなくて。きょうは、我々審議しないっていうことなので、報告だからいいっていうふうに。

○須藤委員長

意見は言っているですよ？

○細見副委員長

だから、それだったら、きょうの説明はまずい。受けれない。

○須藤委員長

うん、そう思うね。意見は言って良いんですよ。

○細見副委員長

きょうの計画があって、大体どのぐらいのテントの大きさで、これで本当に煙突の高さまで全部覆うと、結構高いテントが必要だよ。本当に、それやるの？相当なもんだと思います。もし、全部覆えるんだったら、概ねいいかなと思います。やっぱり、一部しか覆わないっていうと、ちょっと不安かな。それと、もし雨が降ったときに。

○須藤委員長

そうそう、私もそれ意見がある。

○細見副委員長

この周辺基礎という、8 ページのところのね。過去は多分、なんかコンクリートかなんかアスファルトだとか、でもそれも外してあったよね？今もまだコンクリート？

○建入技術補佐

まだあります。

○細見副委員長

まだあるの？

○建入技術補佐

はい。

○須藤委員長

削るんでしょ、それは？

○角屋室長

はい。

○細見副委員長

だから、そこに降った雨はどこに行くの？そのコンクリート部分に振った雨はどこに行くのかって質問。

○須藤委員長

質問。

○建入技術補佐

養生していない部分，外の部分に関しましては，雨水があたりましたものはそのまま，普通に今までどおりに流れます。

○細見副委員長

どこに行くの？

○須藤委員長

下流のほうに行くんじゃない。

○建入技術補佐

ええ，下流のほうに。側溝があるんです。

○細見副委員長

下流と言っても全然分からない。

○佐藤委員

海に行くんです。海に。

○建入技術補佐

どちら側に側溝あったっけ。

○須藤委員長

そういう水が汚染水だからな。だから，その水をどう処理するのかってのはねそういう場所は大事だよ。

○建入技術補佐

はい。コンクリート，上物にありました汚染された物に関しましては撤去は終わっているんですが。

○須藤委員長

その雨水はね。

○建入技術補佐

雨水は今も同じようにここを流れています。

○細見副委員長

いやいや、だから、どこに流れていくのかっていう質問をしてるんですけど。

○建入技術補佐

流れていく所は・・・。

○佐藤委員

だいたい太平洋だよな。

○加藤技師

焼却炉周辺のなんですけれども、U字側溝が周辺に入っておりまして、ここに集水升の構造となっておりますので、そこから最終処分場の覆土を成型した所の土側溝に入っていく形で配管がつながっているという記録になっています。

○細見副委員長

それ、どこに行くの？

○須藤委員長

下に流れるんだろ？

○佐藤委員

廃棄物層に入るんですよ。

○加藤技師

碎石の土側溝を造っているんですけども、その上端に流れていきます。

○佐藤委員

みんな廃棄物層に浸透するんです。それが。

○須藤委員長

混ざっちゃうじゃん。先生、意見言ってくださいよ、ちゃんと意見を。やるやらないは・・・

○細見副委員長

言いますから。そう焦らせないでくださいよ。

あの、そうすると、水の挙動っていうのは分からない。わかるんですか。

○加藤技師

ここに、この、コンクリートの所に降った水は、勾配の関係で最終処分場のこのH17-19の反対側、焼却炉側の土側溝、碎石を詰め込んだ土側溝があるんですけど、その上段の部分の辺りにつながる

形で現状なっています。

○細見副委員長

その後は？海へ行くわけ？

○加藤技師

その土側溝の流れはずっと、この紫の線と大体同じようなところにコンクリート造り U字側溝を入れてまして。そこにつながる形になっております。

○佐藤委員

形ね。

○加藤技師

えーっと、すみません。つながる構造になっているので、えーっと、碎石を詰めた土側溝の中に流れ込んでる雨水は最終的にコンクリート造りのU字側溝を伝って、処分場外まで出ていく形になります。

○細見副委員長

あの、一つは、やっぱ雨が降ったときに問題がないのかっていう、これ一切ここには書いてないので、この、今の計画にはね。

○角屋室長

はい。

○細見副委員長

それは、ちゃんと示していただかないといけないんじゃないかと思います。

○角屋室長

はい。

○細見副委員長

それから、そもそもこの土地の所有者って誰なんですか？

○須藤委員長

地権者が幾人かいるんだよね。

○角屋室長

民有地っていうことになります。

○細見副委員長

民有地？

○角屋室長

はい。

○細見副委員長

民有地だと、ここが土壌汚染してるかどうか、この工事とかによってね。

○角屋室長

はい。

○細見副委員長

どこで調査をするわけ？

○建入技術補佐

あ、土壌のですか。

○須藤委員長

土壌の調査。

○建入技術補佐

土壌の調査は、あの、8 ページに一応予定を入れてございます、青い丸印を付けたところ今のところ予定しております。解体撤去後にですね、基礎コンクリート等も全て無くなってから、青い印の線の丸いところを予定しております、ちょっとこれはアバウトな図ですけれども。

○細見副委員長

あの、ここが一筆の敷地なのか分かりませんが、もし仮に、土壌汚染対策法的に、ちゃんと土壌汚染があるかないかっていう調査だったら、一応、こういう工事をしたことによって、汚染の恐れが多いかどうか分かりませんが、そういう判定をすると10メートルメッシュだとか一応、決まった方法があるので。最低限、それを私はしないとイケないんじゃないかと思えますね。ちょっと土地の所有者が本来すべきなのかもしれません。

○須藤委員長

県の工事だから県がやるべきじゃない？

○細見副委員長

権利関係はちょっと分かりませんが。いずれにせよ、もし私がこの土地を持っていたら、この工事によって影響が、もし土壤汚染引き起こされると問題だなと思います。土壤汚染原因者にならないように県は、それは。これは県がやるわけですよね？

○建入技術補佐

はい。

○須藤委員長

工事は県です。

○細見副委員長

県が汚染原因者にならないために、そういうのを、調査を、土壤汚染調査をしておいたほうがいいと思います。

○角屋室長

はい。分かりました。

○細見副委員長

対象の土壤を置くというふうに書いてありますけど。こんな土壤を置いて、そのいくらだったら。ダイオキシンだって分析すると3割ぐらい許容量があるわけですよ。その中で超えたか超えないか議論するのかね。要は、測ってみれば多少誤差がある、3割ぐらい。そうすると、例えば最初、土壤が10ピコだ。で、13ピコになったら、これ汚染したのか、と言われますよ。大丈夫ですか。よく考えて。少なくとも、大気に関しては一応、境界で取るのがまあ妥当だと思われませんか。あと、敷地外もまあ全く対照地点みたいのところ、これは、いいかなというふうに思いますが。水に関しては先ほど言いましたように、特に雨が降ったときとか、そういうとき。工事中にどうかという問題ですね。それから、あの、工事中に測定するというところで、やりますやりますって書いてあっても、何回どこでやるのかってなかなか書いてない。いろいろまた検討されるのかもしれないけども、解体マニュアルがあるんだとしたら、それに準じてやっていただくのがいいのかな、と。ちょっと16年の当時のやつが分からないので、こっちの浄化槽だとか焼却灰の保管所だとか、これどっちに流れてるのか、これよく分からない。

○建入技術補佐

水ですか。

○細見副委員長

要は・・・。

○須藤委員長

水の流れの方向を。

○細見副委員長

あの、基礎の部分はどうも今の説明であったんですね。基礎以外の所は一体どうなるのかなど。

それともう一点、あの、これ、もしも何らかの汚染物質が浸透するかもしれないというときには地下水の調査はしないといけないんじゃないかと思うんだけど。それは、大丈夫かどうかですね。

○須藤委員長

この場所でね？ そうだね

○角屋室長

ちょっとそこは。

○細見副委員長

ちょっと検討してみてください。

○角屋室長

はい。分かりました。

○細見副委員長

ダイオキシンそのものはね、そんな浸透はしと思うんですが。やっぱり基礎を外したり、いろんなことをすることで、何らかの汚染物質が、こう浸透するかもしれない。16年のデータがよく分からないので何とも言いようがないんですけど。だから、水回りを、ちょっとこの計画ではは足りないんじゃないのかと。地下水と、それから雨水がどう流れるか。単に、この基礎部分だけではなくてという意味です。とりあえず、ちょっとこれでは、例えば我々が・・・。

○須藤委員長

認めたと言われるとちょっと困るね。

○細見副委員長

認めたとか言われると、ちょっと困るかなと思いますので。これは、単に今、聞いた情報に基づいて、意見だけは述べさせていただきましたけど。

○須藤委員長

それでいいです。今日はそれでいいです。

○細見副委員長

16年のデータがよく分からないので、他にあるかもしれないということだけは、今の時点では意見

とさせていただきますと思います。

○須藤委員長

細見先生はあの、土壌汚染対策法の基本からずっとやってられるんで、どういう調査地点をどういうメッシュでとったらいいかまで詳しいんでね。個人的にもね、委員ということではなくて、教を請うたらいかがですか。そのほうが大事だと思いますよ。それから、今の水の流れの問題もね。要するに、どっち流れるか分かんねえっていうようなところでやったんじゃまずいんでね。それは明らかにしたほうがいいと思いますんで。他の先生、いかがでしょうか、どうぞ。

○佐藤委員

先ほどから気が付いていたんですが、先生たちにこれから、工事のときには何回かはおいでいただいて、こういうふうやってるんだ、こういうふうやってんだという現場を見ていただくことで、現地で指導をいただくというふうな方法も考えていかなければならないだろうなど。要するに総力戦というか、みんなの力を合わせて、とにかく無害化に持っていくんだと、というふうな動きにしていただければと思って、お話を聞いていました。

○須藤委員長

分かりました。それは、事務局でどういうふうに今後ね、我々が、今のこの委員会は、きょうは聞き置くということは聞き置くということだけになってるんで、あんまり議論はしてないわけですけども。今のような機会を、何というか、分科会なり、あるいは専門家の集団でいられるような措置が取れるんだったら、そりゃあ、御本人の先生がいいとおっしゃれば、そのように。私が強制するわけにいきませんから、そのようにいたします。

○佐藤委員

仙台駅までお迎えに上がります。

○須藤委員長

じゃあ、細見先生、まずお迎えに行ってください。事務局いいのかな、そんなところで？

○角屋室長

はい。分かりました。ありがとうございました。

○須藤委員長

どうぞ。稲森先生。

○稲森委員

補足として直接関連ないですが、コメントいたします。福島県では、風力発電、メガソーラーなどの整備において、多くの山を崩して行っています。そのときの基本は、降雨対策のときには必ず沈砂

池をしっかり造って、流出がないようにっていうのを常に指導をしているわけです。それで、このデータを見ますと、ダイオキシンとかは、(資料 5) 5 ページ以降のところでは全部検出されています。5 ページのピンク色のところですが、ダイオキシン等が、例えばスクラバーとか焼却炉とかサイクロンとかこの特定の部位が高いです。そうすると、ここも高圧洗浄で洗いますと書いてありますが、そうすると水が出てきます。遮水シートを、コンクリートで造ると大変だから、遮水シートみたいな形ですね。沈砂池みたいな形で流出防止っていうのは、実施しておくべきだと思いますのでそれはお考え下さい。

○角屋室長

はい。分かりました。

○稲森委員

沈砂池などはしっかりしたので整備していただければと思います。

○須藤委員長

形だけっていうのも多いですから。

○稲森委員

容量もしっかり計算して、対応してください。

○須藤委員長

先生いいですか。

○田村委員

工事期間中に多分、大雨降ることも。平均降雨量なんかを基にはしないでいただいたほうが良いですね。

○須藤委員長

そうですね。最大の降雨量を見といた方が良いですよ。こういう問題は。特に宮城県の今年は特に多かったんで、是非、今年の最大雨量ぐらいは見といたほうがいいですよ。あと、いいですか。御質問は。それでは、今日のところは先生方に、細見先生じゃないけども、説明が不十分だ、不満だとおっしゃられたんでね。それを補っていただいてですね。それから、我々がどういうふうに関与できるか、これからの問題なんですけども。そのほうの御専門家の先生もいらっしゃることなんで、そういうときには個別に御協力いただけることを了解をいただいた上で、現地にいらしていただくとか、そういうようなさまざまな方策があると思いますので。委員会全部でというのは、なかなか難しいと思いますので、そういうことを併せてですね、御協力をいただくと。今日のところは私のほうからも、御専門の先生にはその辺のところ御協力いただくと、そういったことだけ申し上げておきたいと思います。

○稲森委員

先生，もう一点，よろしいですか。

○須藤委員長

はい。どうぞ。

○稲森委員

簡単なこと。簡単なことっていうよりも，大事なこともかもしれません。

○須藤委員長

どうぞ。

○稲森委員

概要版 25 ページ総括の黒印のところ，分解反応は継続していると考えられる。処分場内はまだ安定した状況に至っていないと考えられる。基準を超過している項目があるため，今後も状況の変化を注視していく必要があるって書いてあります。

○須藤委員長

それは考察ね。そこが問題だよね。

○稲森委員

この個所において，もう少し丁寧に，言葉入れたほうが良いと思います。一般的に埋め立て処分のほうも，私もそれなりには，いろいろ研究開発してきております。埋立期間は，大体 15 年以上かかったり。それが，濃度がいろんな廃棄物が入ってきたりすると，変動してばらついて，管理する期間が長くなると管理費が上がるということで，いろんな対応を図られてるのも事実です。そういった面で，当然，微生物反応が継続してるのは当たり前のことだし，完全に有機物などがなくなるっていうのは，かなりの時間経つのは分かっています。そこで，この表現として，通常の埋立処分ではなくここでは，不法投棄の問題になるわけですが，不法投棄であろうが通常の埋立処分であろうが，中身の反応同じですし，出てくる水は，ちゃんとした処理施設が付いてるかどうかというところがポイントだと思います。それ故に，この現場では，最終出口が川に繋がっているんで，私が先ほどから申し上げておりますが，環境モニタリング，生物モニタリングのところですっかり評価できてれば，一応これで安全と判断できると思いますので，そういったところを含めた形で，今日の資料において，いろいろ文章を再考して，適正な表現にされると，よりいい，と思いました。

○須藤委員長

戻るわけね，さっきのところにね。

○稲森委員

はい。

○須藤委員長

考察のところが極めて短すぎて単純だという、これは佐藤委員も言われてたところ、そこんところね？

○稲森委員

このままだと、この問題提起しただけで終わってるかなと思いました。安全になるんだというようなところの考え方を文章として表現されたほうがよろしいんじゃないかと思います。

○須藤委員長

それは、例年いつもそんな言われてるんだけど。そこら辺は委員長の力不足もあるのかもしれないけども、事務局と相談して。

○稲森委員

お任せします。

○須藤委員長

なので、若干の考察なり言葉はね、さっきも検討を加えると言ったたけども、検討を加えるだけじゃちょっとまずいんで。将来のあれも広げられたほうがいいかなとは思いますが、それは事務局と相談します。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

じゃあ、全体を通して、よろしいですかね。それでは、この議題はこの程度にさせていただいて、さっきの約束の16年度のデータとか何とかっていうのは、ちゃんと送ってよね。

○角屋室長

はい、対応させていただきます。

○須藤委員長

それでは、その他としてなんかありますか。いいですか、これで？ 実施計画のお話はそれだけでいいですね？ そしたら後はあの、これで一応、委員会を閉じさしていただいて。そして、その上でですね、今日も、御発言をいただきたい方が1名おられるんで。この後、1回、この会議を閉じてから、地元の皆さんにお答えを、お答えというか御発言をいただきたいと思います。それじゃああの、閉じる前に事務局のほうで最後のまとめをやってください。閉じていいですか。どうぞ。

○司会

はい。長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。なお、次回の評価委員会でございますが。年度変わりまして新年度になりましてからの調整になるかと思えますけれども。また委員長と相談させていただきまして、調整させていただきたいと思えます。また、本日の議事録につきまして、追って委員の皆さまに御確認をお願いすることとなります。その際は、よろしくお願いたします。この段階をもちまして、第28回評価委員会を閉会させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

○須藤委員長

私からもお礼申し上げて、委員の先生方、長時間にわたり、大変ありがとうございました。それでは、事務局には約束を守らせるように、私も努力をいたしますので。続いて、御発言をいただきたい方お待ちなので、そっちのほうに移ってよろしいですか。じゃあ、そちらで指名される？私が言っているのですか。

○角屋室長

はい。

○須藤委員長

それではあの、事務局のほうにあらかじめお一人御要望があったんだけど、鈴木さんが代表して、御発言ください。

○鈴木氏

時間もだいぶあれなんで、簡潔にお話しさせていただきます。鈴木でございます。一つはですね、あの、先ほど議論がありました処分場、それから処分場以外の部分は別物だというふうな議論がね。これ、前には特措法の適用を受けていた際に、議論がございました。まあ、住民としてみりゃ、とにかく付帯設備であるんでね。とにかく、それも全部、特措法の適用の範囲だぞと、こういうふうに来てきたんですが。県は、そりゃあ別もんだと、そういうような見解の相違がございましたけれども。いずれにしても今回ですね、焼却炉の撤去につきまして、県が独自にそれを解体するという方向に進んできたことはですね、住民としては大変うれしいことであって、また、非常にこれは期待をしているところでございました。これにつきましては、去年の何月でしたかね、住民としての地権者とそれから守る会の合同の要望書。あれをまた、町も含めた区長さんとか、あるいはまた守る会、そしてまた地権者の四者による要望書ですね。そういったものを提出してきた経緯がございまして、その中にこの焼却炉ですね、撤去についても、強く要望してきたことでございました。そういう面では、ここまで今、進んできたなというようなことについては、大変歓迎をしているところでございます。

それであの、同時に、この際、今、候補地って議論がございましたけれども。土地の所有者についてもありました。土地の所有者については、現在これは、処分場の隣接地にはございまして。これは、個人的に業者がですね、この所有者と土地の賃貸について、契約をいたしまして設置をしたと、こう

いう経過がございます。ということで、この所有者（個人に関する発言）ですね。その辺のところの所有者への了解を取るのか、あるいはまた理解を求めるのか。その辺のところについては大変これは配慮をしていただきたいというふうに思ってるようなところでございます。次に、三段池についても、これまた付帯設備なんです。またこの辺については本格的な議論がございませんけれども。いずれ、この三段池につきましても、これはやはり、どの程度あれが今、この、価値っていうかですね。利用価値があるのかどうか分かりませんが。あれについてもやはり、撤去というふうなことにしていただきたいなというふうに思ってるところでございます。

次に、平均値の問題ですね。これあの、このですね。概要版の8ページに浸透水の濃度につきまして、平成30年度とそれから平成29年度での平均値、出てますよね？それで、このマーキングされてる黄色いマーキングが、今までの29年度までの平均のマーキングよりもだいぶ少なくなっておりますね、30年度は？これは経年変化ですね、ここまできてんのかなというふうには思うんですけども。言ってみりゃ、その、この29年度までの平均値ってというのが、これは恐らく平成13年度辺りからの平均だろうというふうなことで、15～16年分の平均かなというふうに思うんですけど、ちょっとそこは分かりませんが。まず、かなりの年数をかけてこの平均値があると。従って、例えば30年度の段階でこのマーキングされている数字が出てくるわけですが。これらが、この基準値をやはり下回ると。いわゆる廃止基準を満たすまでには、これまた相当かかるんじゃないかということなので。単純に下がったよというふうなことではなくてですね。これはやはり、私たちもかなりの年数っていうか、年も取ってきてますんで、ぜひ早めに廃止基準を満たすような方策。そのためには浸透水の浄化ということが、やっぱり必要なんじゃないかなと。その対策についても、ぜひこれから検討をいただきたいなというふうに思ってるところでございます。

それで、廃止基準。まず、廃止までのプロセスというやつを作る、今、段階にあるんじゃないかというふうに考えておまして。廃止したらば、今度は地域のいわば再生と。竹の内処分場の再生というところまで、ぜひこぎ着けていかなければいけないというふうに考えておます。ところで、地方の再生といいますけども。地方創生大臣の片山さつきさんが、いわゆるその後援会が、言ってみりゃあ暴力団関係者だというふうなことが、実はこの『週刊新潮』に。先ほど、正隆さんも言われましたけども、そういう関係者が、この竹の内産廃の実質的な、いわゆる経営っていうか、運営をやっていたというふうなことが明らかになっておまして。前からそういった動きは私たちもうすうす感じておりましたけども、そういう状況になっておまして。

従って、そういうことで、果たして片山大臣は地方創生なんてできんのかなという感じは、極めて疑問には思ってるわけですが。ただ、そこは横道ですがね。問題はやはり、そういう裏道街道行く皆さんの動きの中で、竹の内っていうのが存在してきた。これが、いかに私たちの地域にとって、あるいはまた村田町にとって暗いイメージになってるかということなんです。それをやはり、何としても払拭しなきゃいけない。その払拭をするっていうことはですね、やはり早くこの処分場の廃止と、それから再生ってものの展望をつかんでいくことだろうというふうに思うんです。そういう面では大変、私ども、県にすぎる形なんですけども。ぜひ、そのことについて、さらに力を入れて頑張りたいというふうに思います、以上です。

○須藤委員長

どうも、いつも鈴木さんばかりにわずらわして、失礼でしたが。力強い将来の見通しを立てた御発言、どうもありがとうございました。それじゃあ、これをもって、全部のきょうの委員会を含めて、お開きにさせていただきます。委員の皆さん、それから竹の内の皆さん、それから事務局の皆さん、どうぞ、本日はお疲れさまでございました。

(了)